

第 31 回大和川流域総合治水対策協議会 (令和元年度)

日 時：令和元年 5 月 27 日 (月)

14：00～15：30

場 所：ホテルリガーレ春日野 飛鳥の間

議 事 次 第

1. 開 会

2. 情報提供

1) 平成 30 年 7 月豪雨の概要及び直轄事業の取組 (国)

2) 流域対策の進捗状況 (県)

3. 議 題

1) 大和川総合治水対策のさらなる強化について

・大和川流域整備計画 現状確認及び効果検証・見直し検討 (国)

・奈良県平成緊急内水対策 (ステージ 2 (工事着手) への移行) (県)

2) 大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領の改訂 (国)

4. 総 括

5. 閉 会

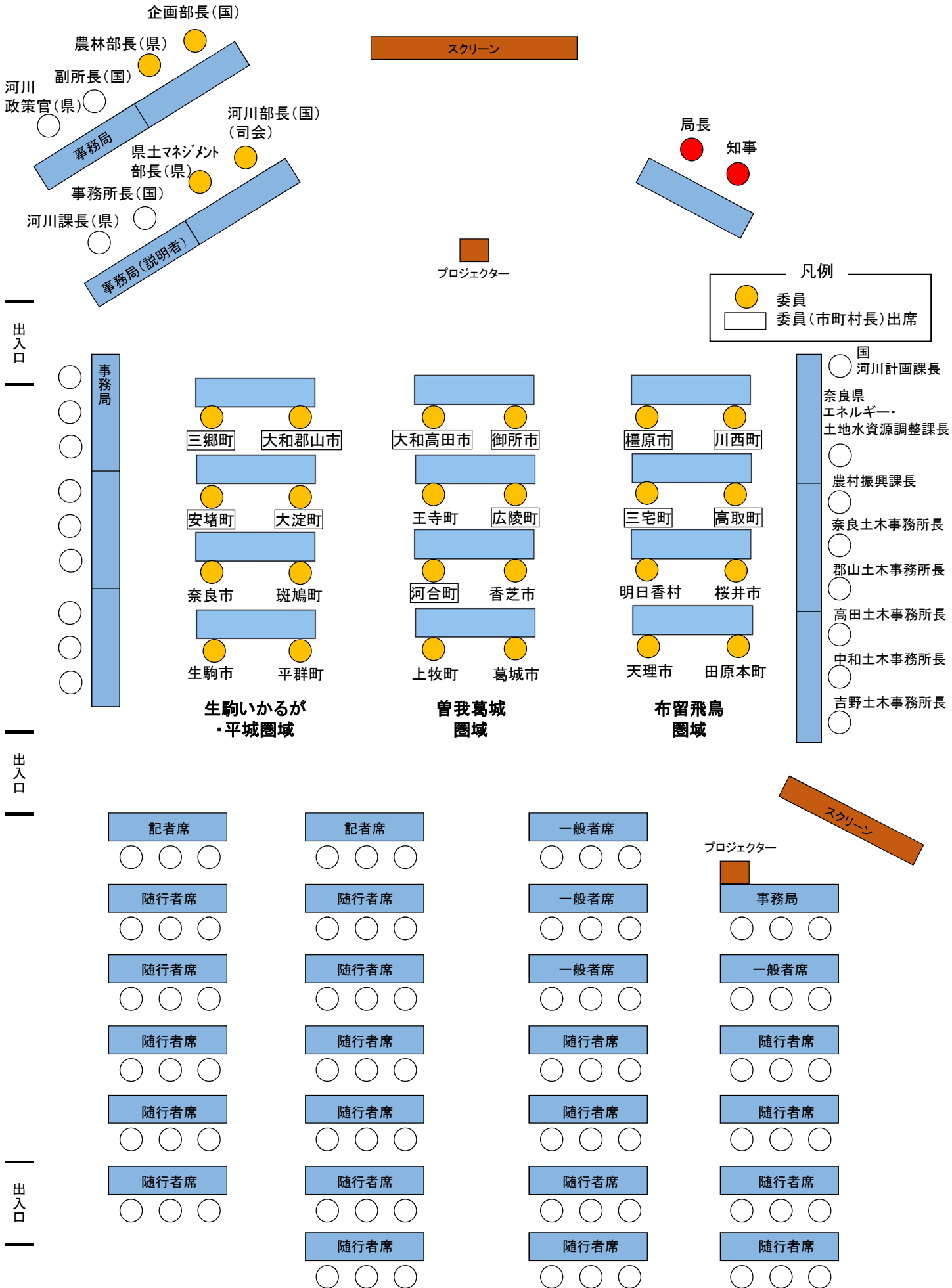
大和川流域総合治水対策協議会 出席者

令和元年5月27日 ホテルリガーレ春日野(飛鳥の間)

協 議 会 委 員		
機 関	役 職	氏 名
近畿地方整備局	局 長	黒川 純一良
	企画部長	代理)事業調整官 寒川 雄作
	河川部長	中込 淳
奈 良 県	知 事	荒井 正吾
	総務部長	(欠席)
	農林部長	杉山 孝
	県土マネジメント部長	山田 哲也
奈 良 市	市 長	代理)副市長 西谷 忠雄
大 和 高 田 市	市 長	堀内 大造
大 和 郡 山 市	市 長	上田 清
天 理 市	市 長	代理)建設部長 岡林 功
橿 原 市	市 長	森下 豊
桜 井 市	市 長	代理)都市建設部長 松村 喜弘
御 所 市	市 長	東川 裕
生 駒 市	市 長	代理)副市長 山本 昇
香 芝 市	市 長	代理)副市長 鎌田 裕康
葛 城 市	市 長	代理)都市整備部長 松本 秀樹
平 群 町	町 長	代理)副町長 植田 充彦
三 郷 町	町 長	森 宏範
斑 鳩 町	町 長	代理)副町長 乾 善亮
安 堵 町	町 長	西本 安博
川 西 町	町 長	竹村 匡正
三 宅 町	町 長	森田 浩司
田 原 本 町	町 長	代理)産業建設部長 三浦 明
高 取 町	町 長	植村 家忠
明 日 香 村	村 長	代理)副村長 窪田 勝彦
上 牧 町	町 長	代理)副町長 西山 義憲
王 寺 町	町 長	代理)副町長 平岡 秀隆
広 陵 町	町 長	山村 吉由
河 合 町	町 長	清原 和人
大 淀 町	町 長	岡下 守正

大和川流域総合治水対策協議会 配席図

令和元年5月27日 ホテルリガーレ春日野(飛鳥の間)



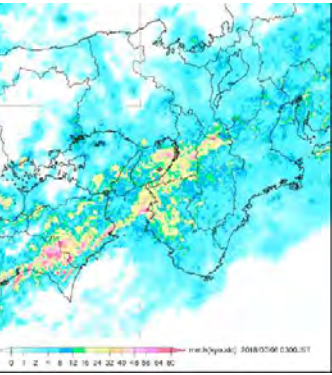
平成30年7月豪雨の概要及び 直轄事業の取組

平成30年7月豪雨の概要

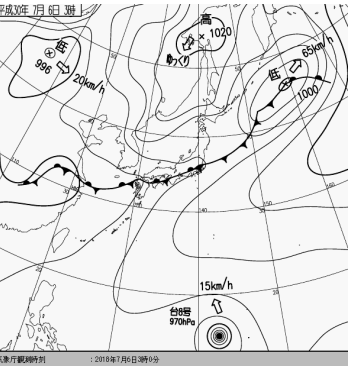
【出水概況】

- 6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。大和川流域では、奈良市から生駒山地、堺市にかけて雨量が多い状況であった。
- 降雨は5日の夕方から6日の夜にかけ、大和川流域で最大1時間降水量約31mm、柏原上流域平均累加雨量で約155mmを記録し、大和郡山市においては、内水における家屋浸水が発生した。

レーダー画像(6日 3時時点)



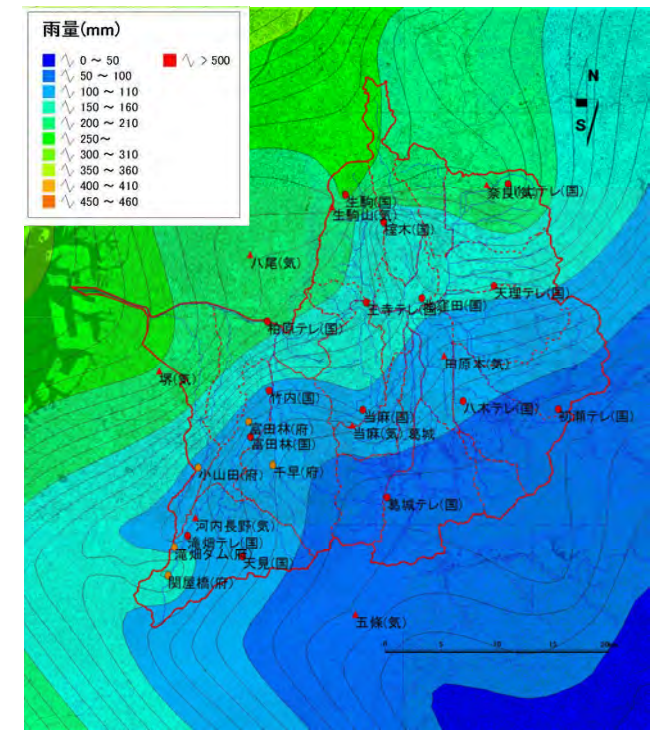
天気図(6日 3時 時点)



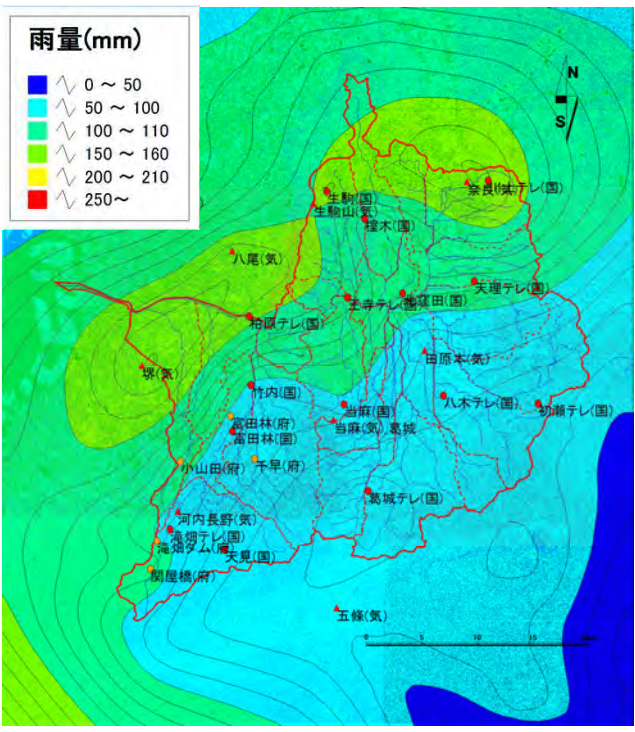
(出典)気象庁HP

雨量の分布

【総雨量】(7/5 1時～7/7 0時)



【12時間雨量】(7/5 21時～7/6 8時)

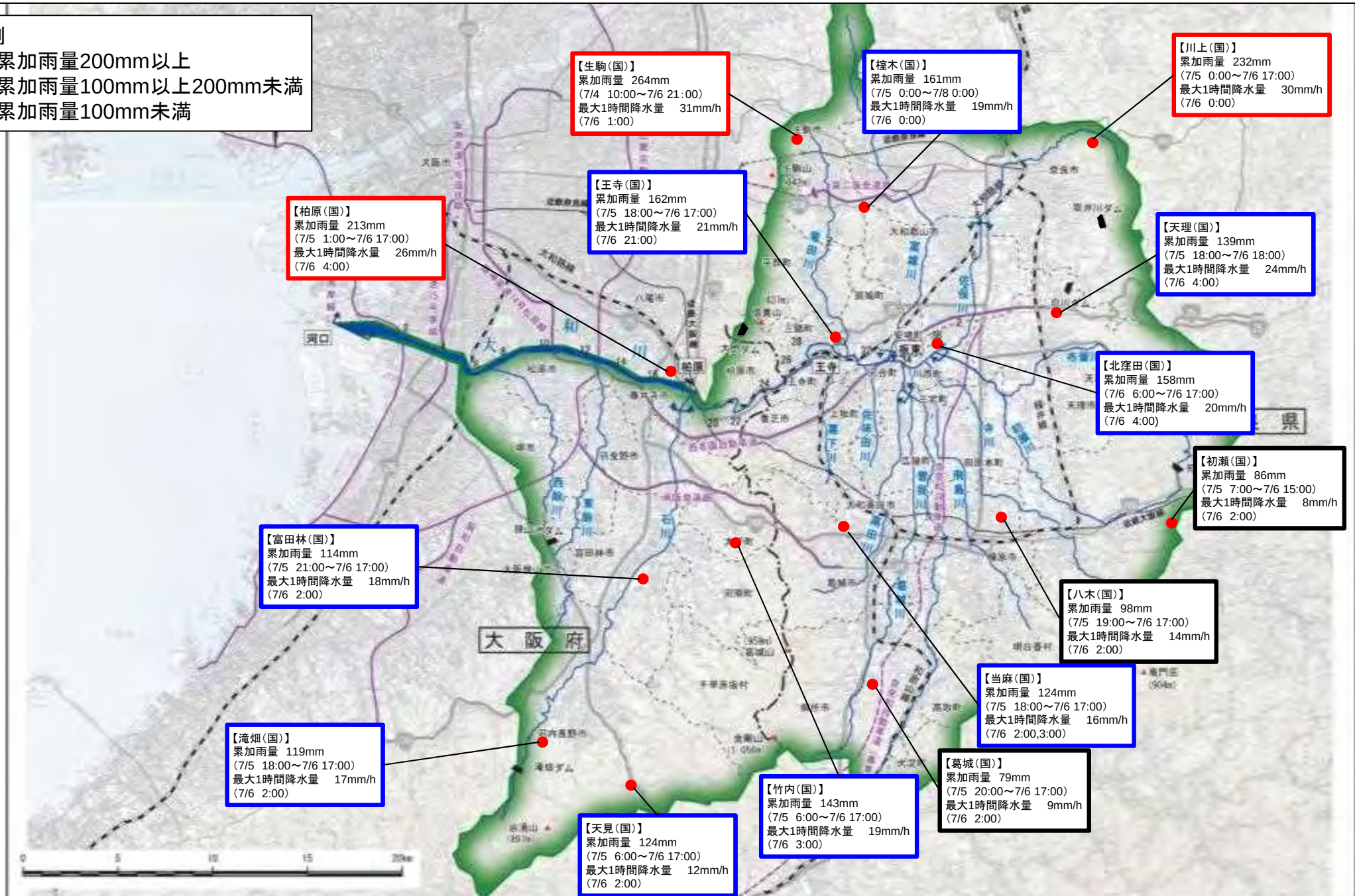


※速報値であり今後の精査により変更することがあります。

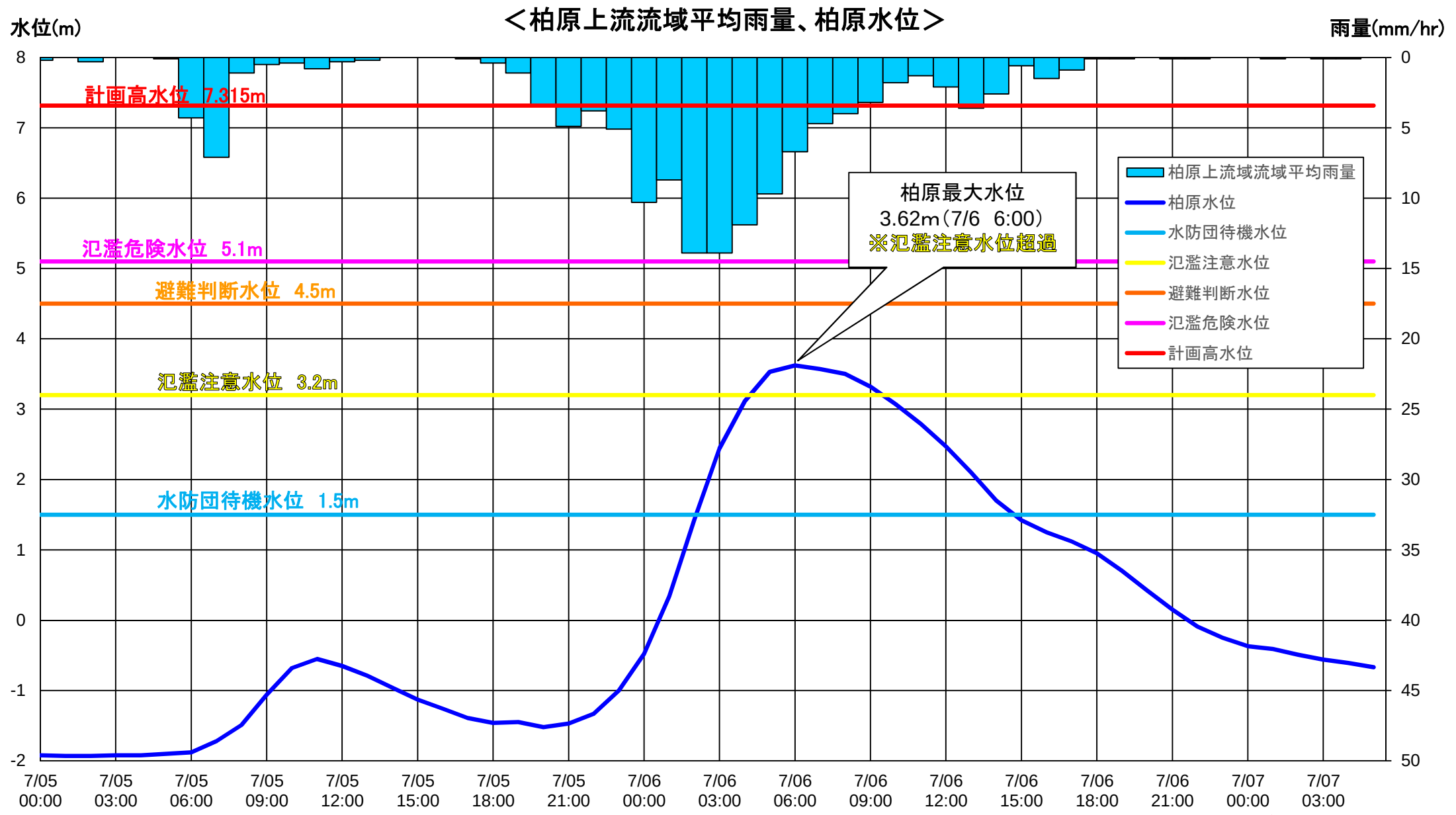
大和川流域における降雨の状況

○大和川流域では、多いところで250mmを超える累加雨量を観測。

- 凡例
- : 累加雨量200mm以上
 - : 累加雨量100mm以上200mm未満
 - : 累加雨量100mm未満



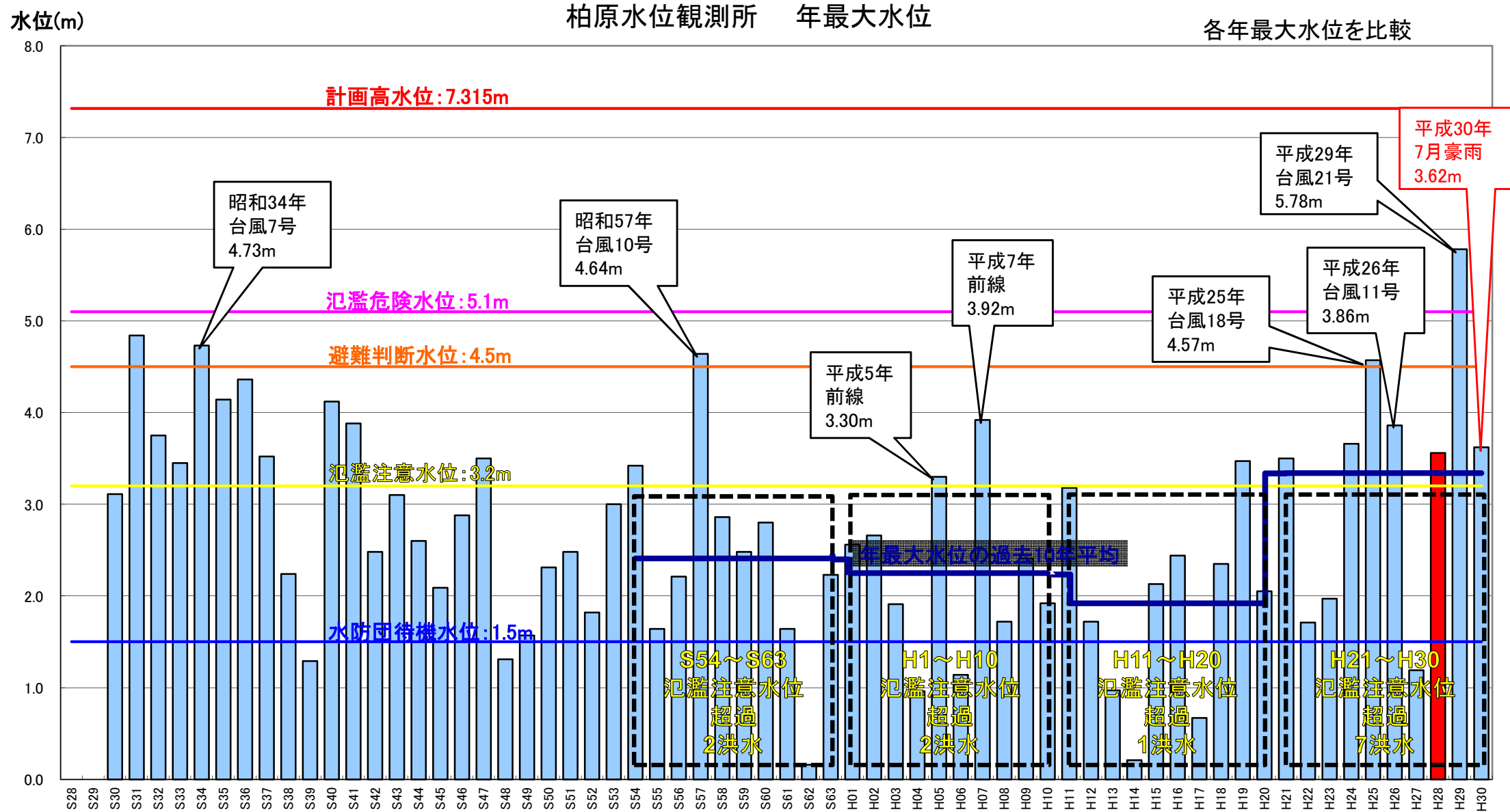
○柏原水位観測所では、6日 6時00分に最大水位 3.62mを記録



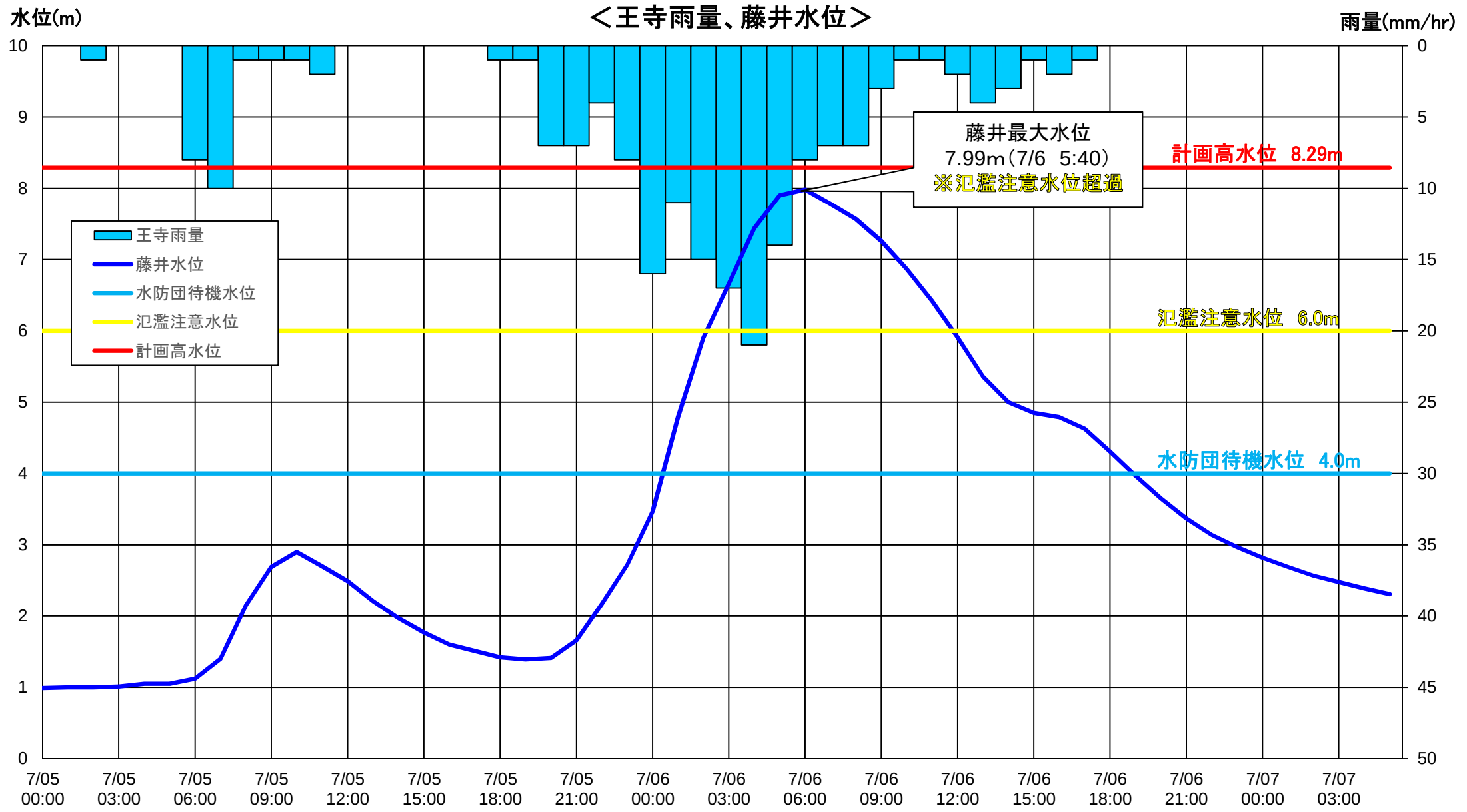
※速報値であり今後の精査により変更することがあります。

過去の洪水との比較(柏原水位観測所)

- 柏原水位観測所では、氾濫注意水位（3.20m）を上回る3.62mの水位を記録
- 近10カ年は氾濫注意水位を超過する洪水が、頻発し、年最大水位の過去10年平均も上昇傾向。

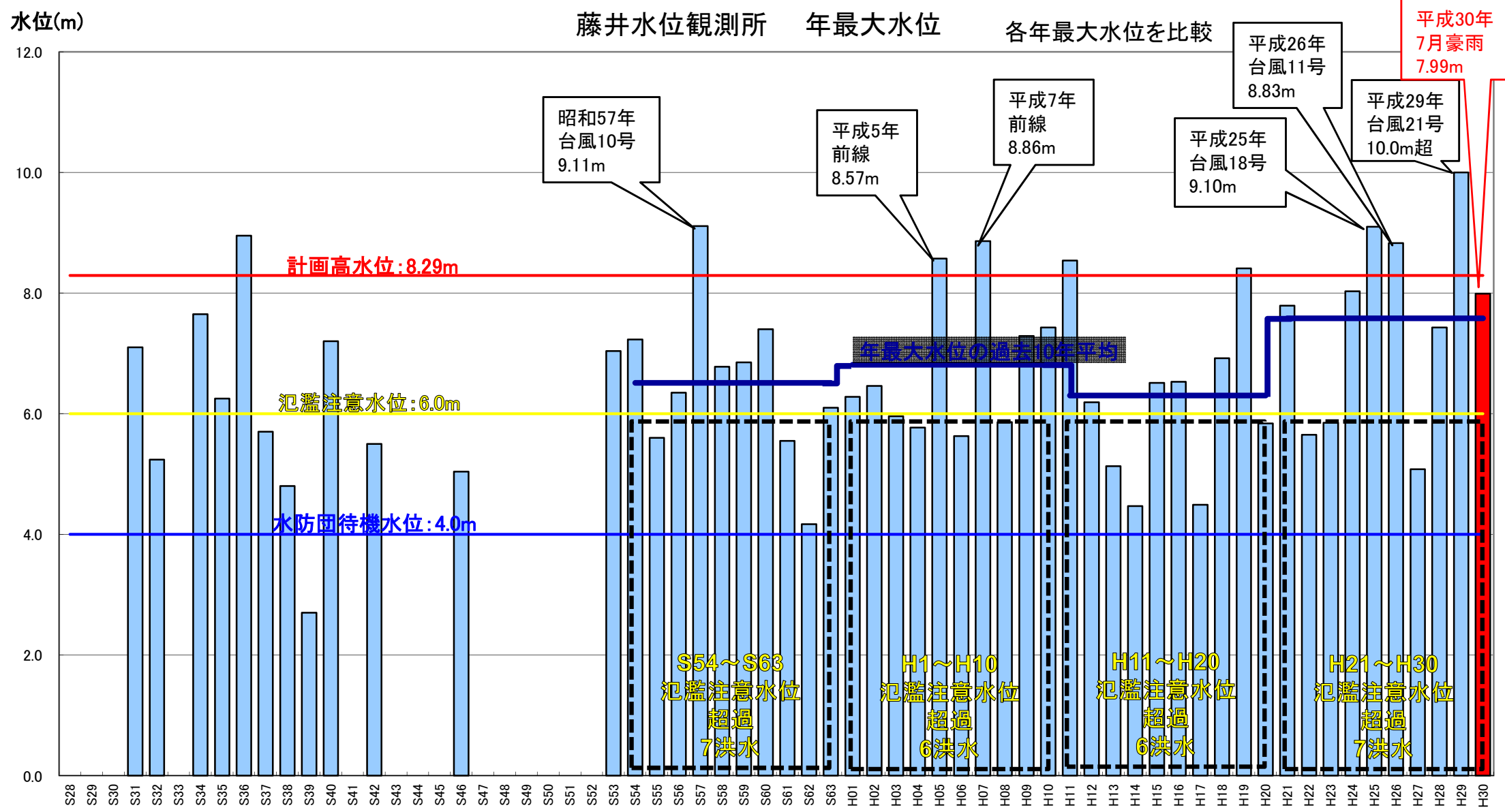


○藤井水位観測所では、6日 5時40分に最大水位 7.99mを記録



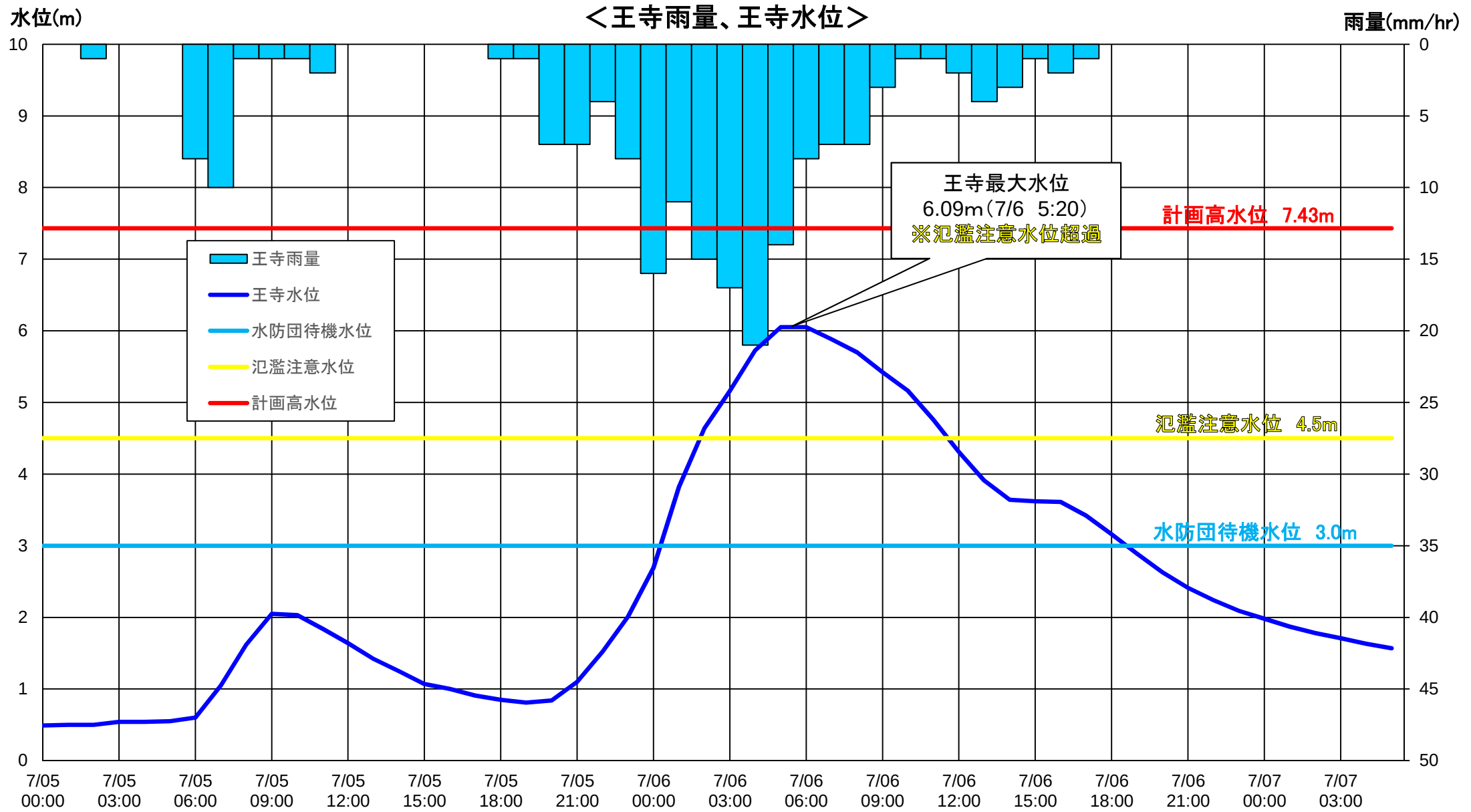
過去の洪水との比較(藤井水位観測所)

- 藤井水位観測所では、氾濫注意水位（6.00m）を上回る7.99mの水位を記録
- 近年では、年最大水位の過去10年平均も上昇傾向



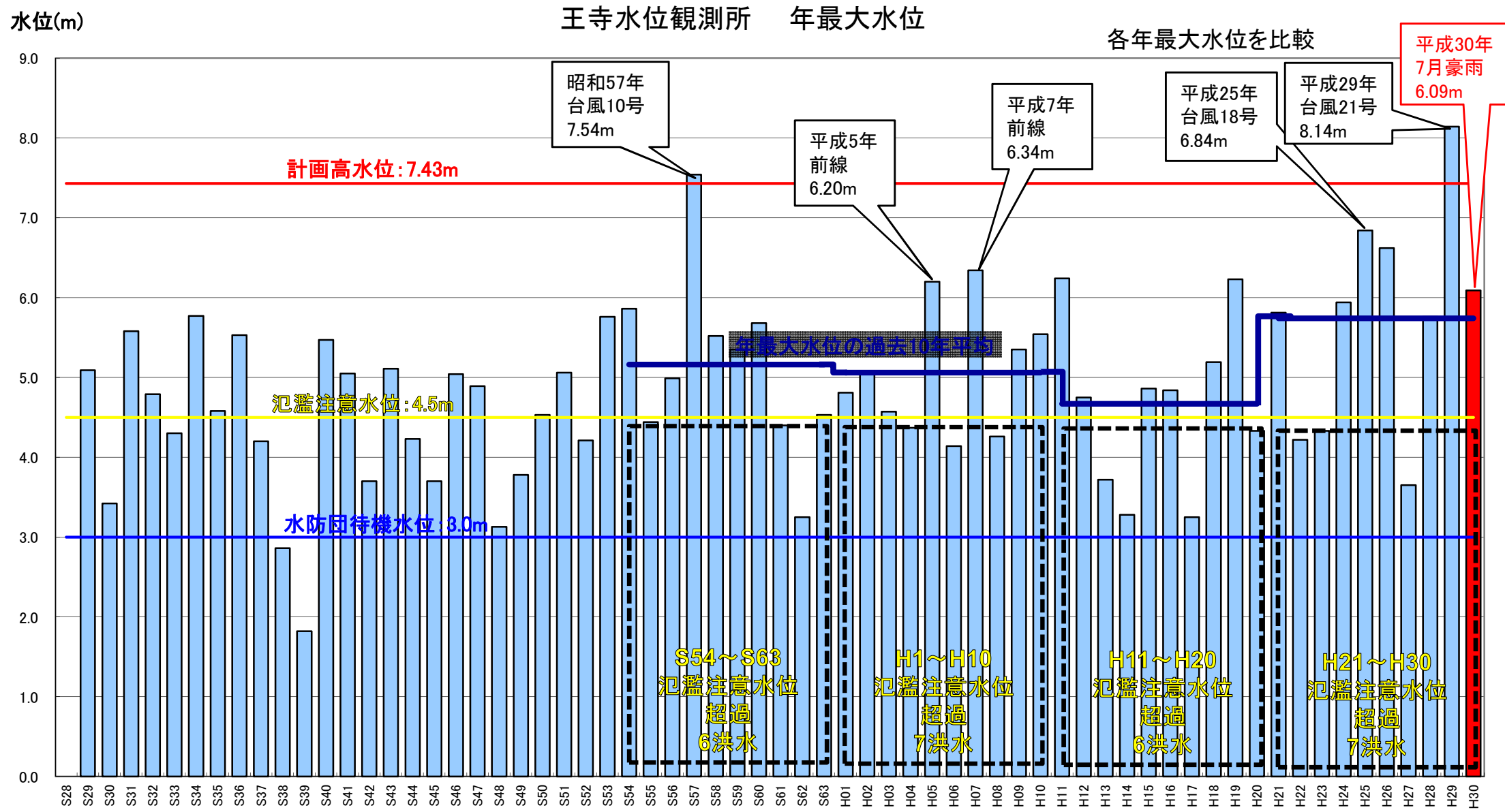
※速報値であり今後の精査により変更することがあります。

○王寺水位観測所では、6日 5時20分に最大水位 6.09mを記録

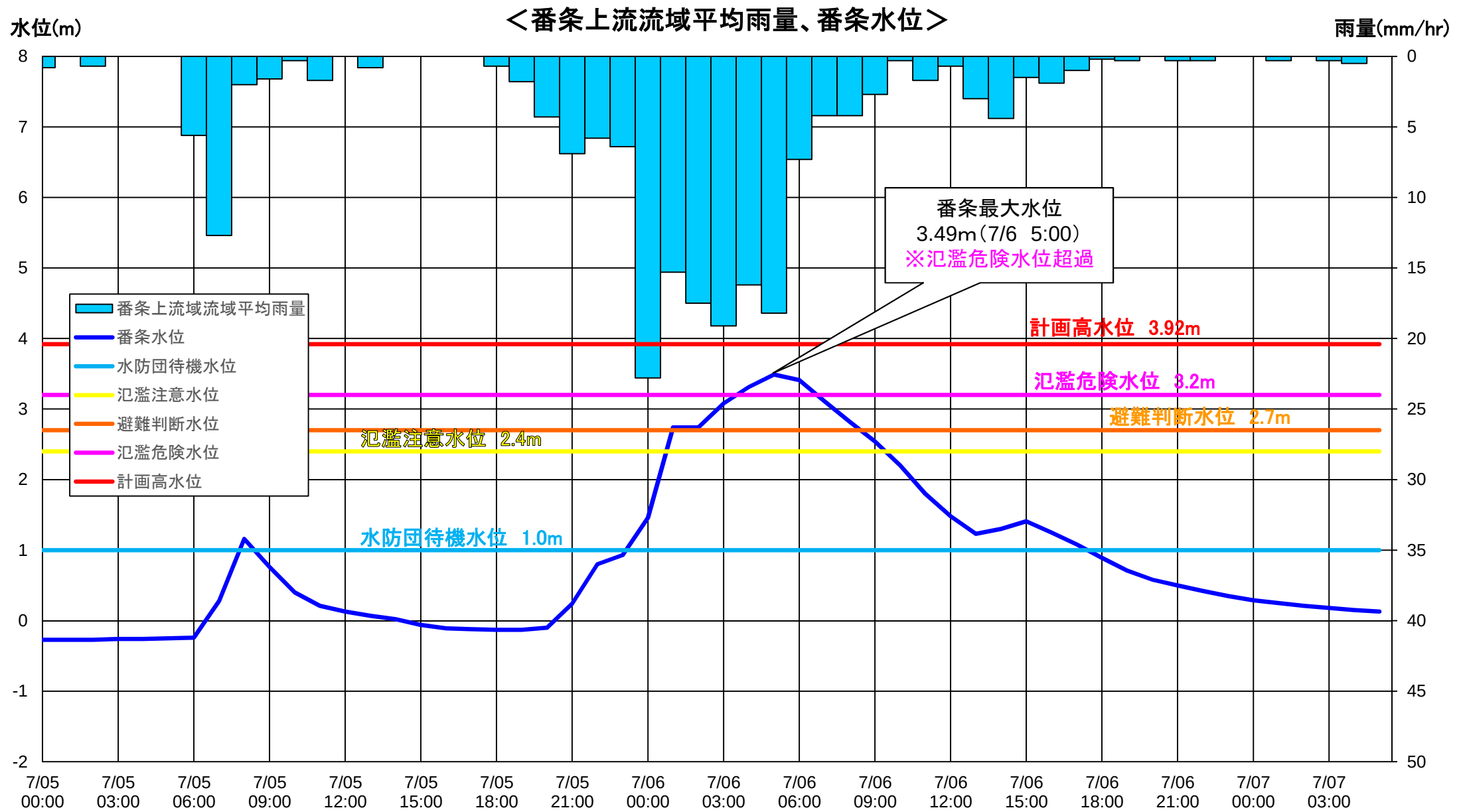


過去の洪水との比較(王寺水位観測所)

- 王寺水位観測所では、氾濫注意水位（4.50m）を上回る6.09mの水位を記録
- 近年では、年最大水位の過去10年平均も上昇傾向

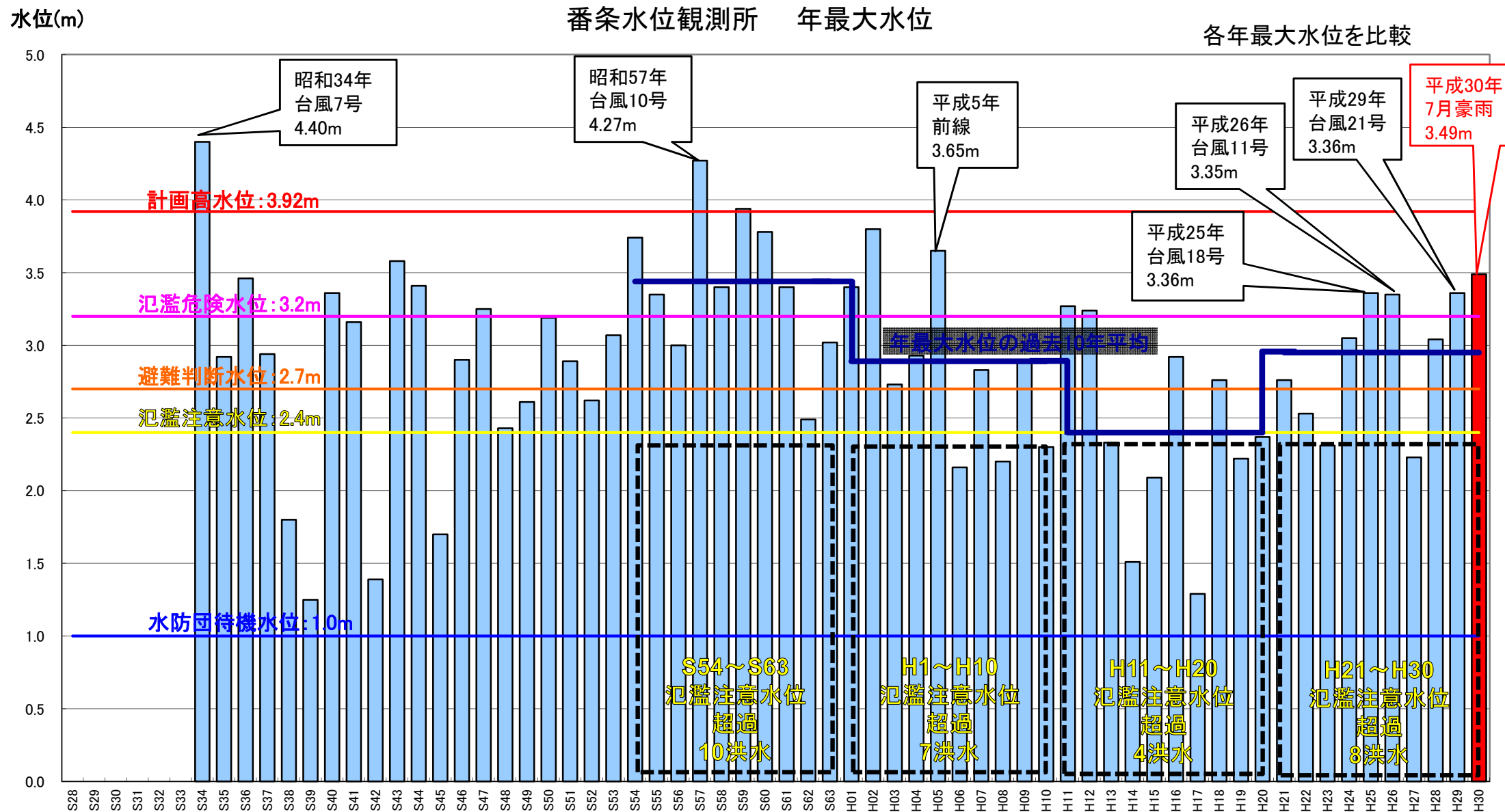


○番条水位観測所では、6日 5時00分に最大水位 3.49mを記録



過去の洪水との比較(番条水位観測所)

- 番条水位観測所では、氾濫危険水位（3.20m）を上回る3.49mの水位を記録し、**近年では最大の水位を記録**
- H22年頃までは、年最大水位の過去10年平均は低下傾向であったが、近年は増加傾向にある。



大和川河川事務所

- ・三郷町勢野東地区
：浸水面積約1ha
- ・川西町保田地区、安堵町窪田地区、斑鳩町目安地区
：浸水面積約97ha
- ・大和郡山市長安寺地区
：浸水面積約3ha
- ・大和郡山市丹後庄町地区、番条町地区、稗田町地区、杉町地区
：床下浸水15戸、浸水面積約31ha

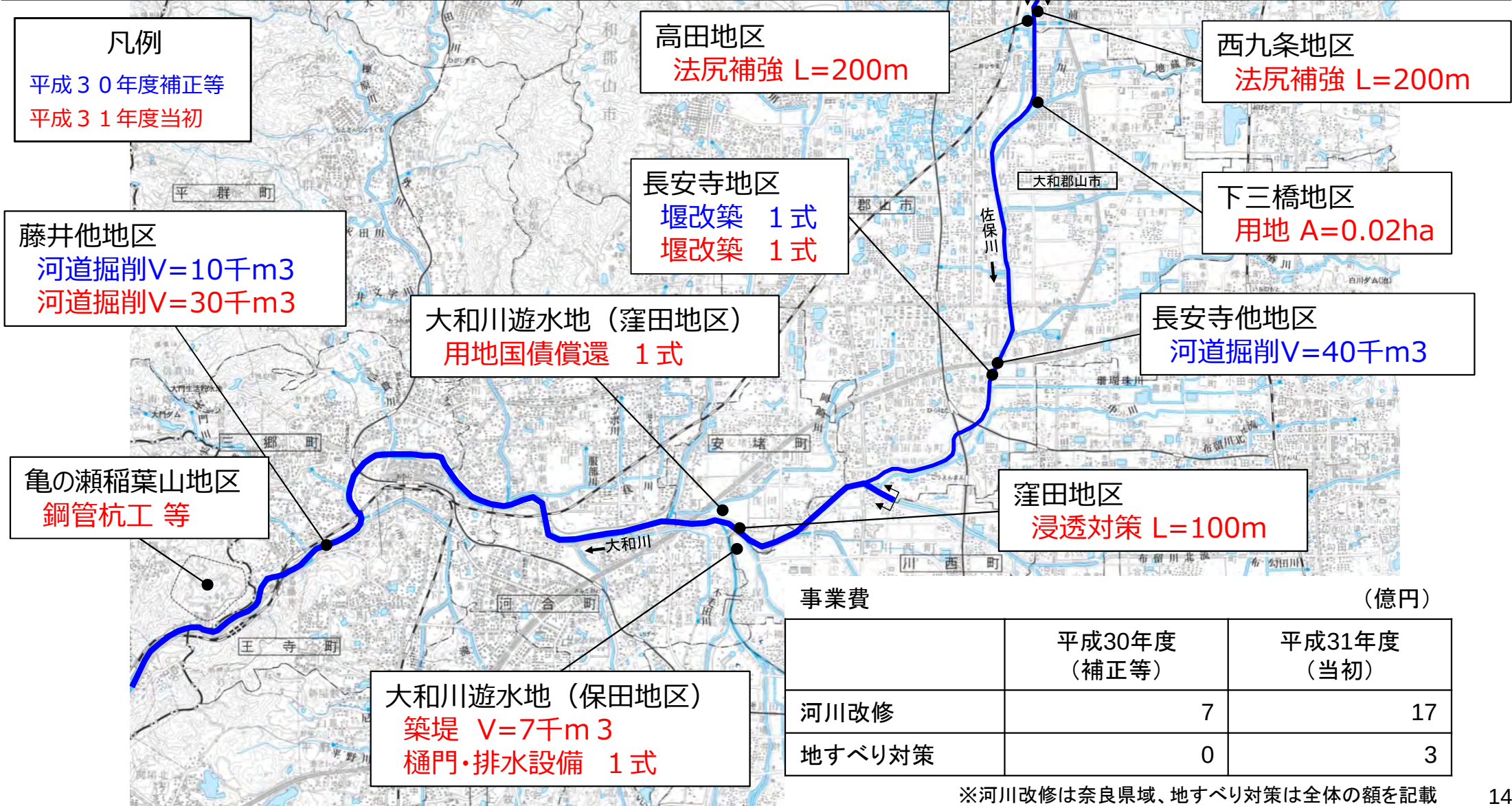


国土地理院地図を使用 12

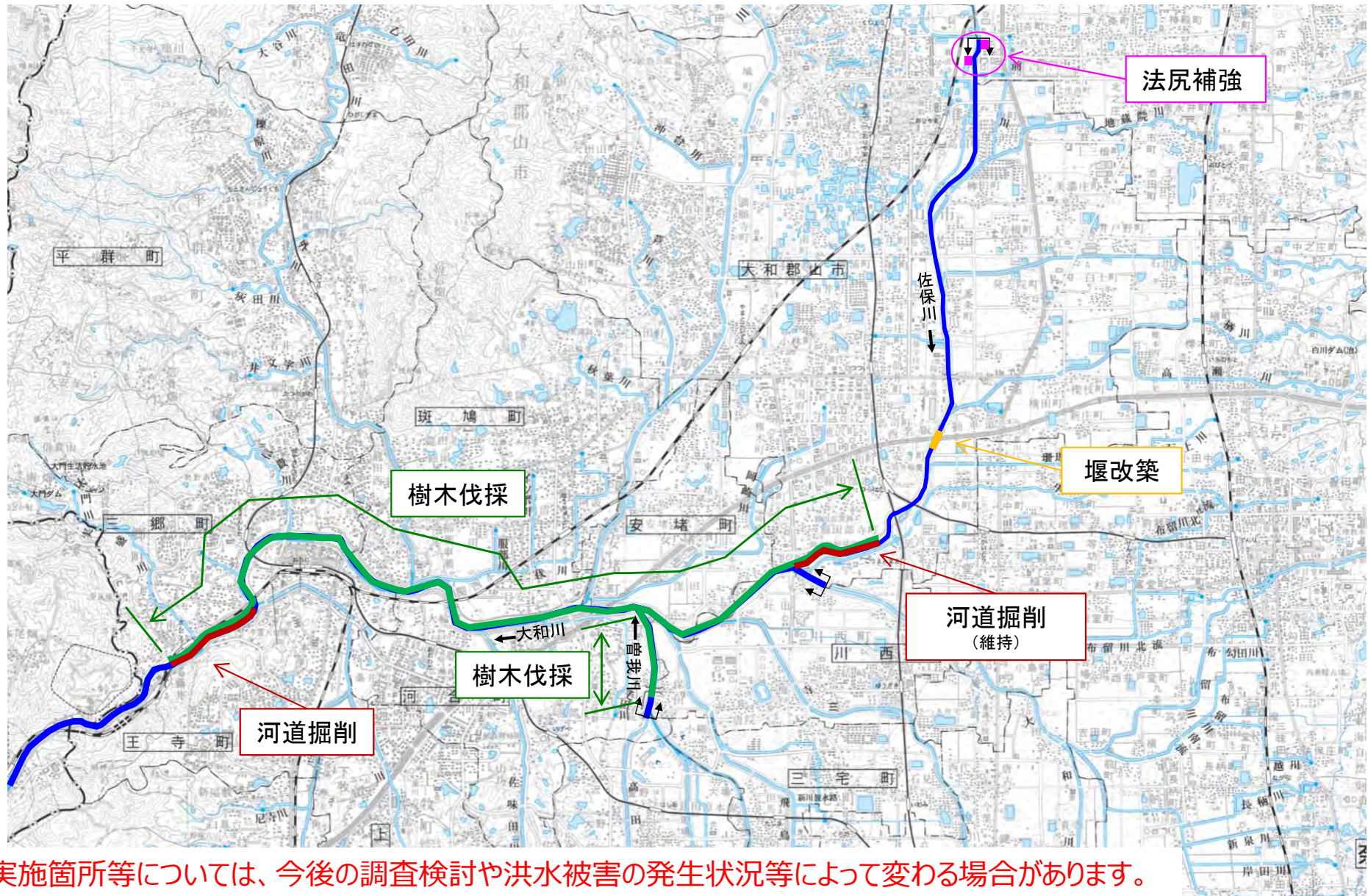
直轄事業の取組

平成31年度直轄事業の主な整備内容

○平成29年台風21号や平成30年7月豪雨の早期被害軽減を目指し、平成30年度補正や平成31年度予算を活用し、以下の地区等にて遊水地事業や河川改修事業、地すべり対策事業等を進め、治水安全度向上を目指します。

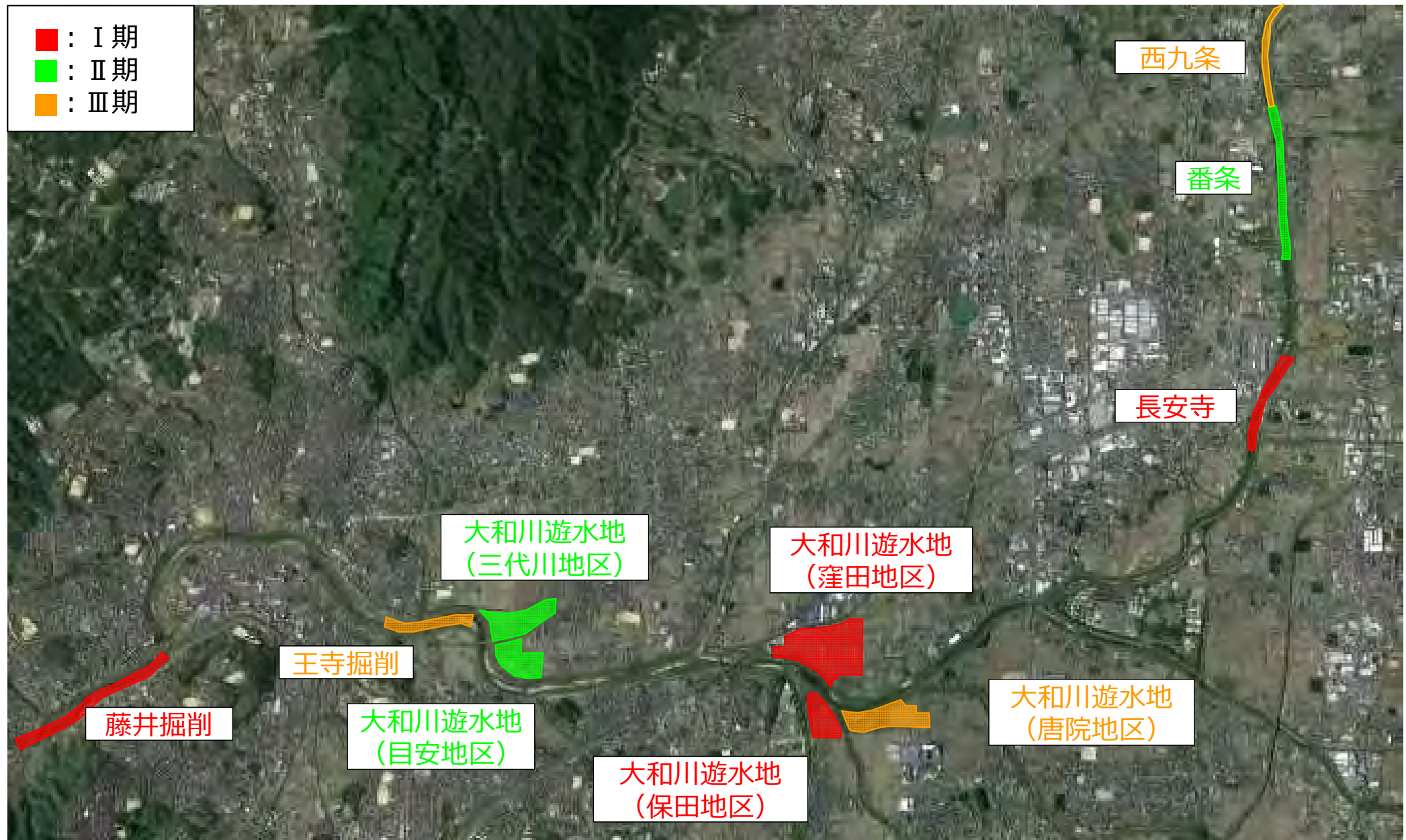


- 平成30年7月豪雨等の近年の災害を踏まえ実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、洪水時の危険性に関する緊急対策として、緊急的に樹木伐採・河道掘削等を実施し、早期に地域の安全性の向上を図ります。



※ 具体的実施箇所等については、今後の調査検討や洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。

○大和川遊水地を起点とした中流域の強靱化（外水にも内水にも強い地域づくり）を進める。



大和川河川事務所

-
- 出典: 川の水位情報 (<https://k.river.go.jp>)
奈良県域(19箇所抜粋)

情報提供

2) 流域対策の進捗状況について

令和元年5月27日
大和川流域総合治水対策協議会

1. 流域対策の取組状況

(1)大和川流域における流域対策の進捗状況

奈良県と市町村の流域対策の目標量(最小必要量)

- ◆昭和57年の大和川大水害を機に、大和川流域を洪水被害から守るため、県と市町村で流出抑制に取り組むことに合意
- ◆流域全体で県と市町村あわせて、約180万m³の貯留対策に取り組むことになっている。

奈良県と市町村の流域対策の最小必要量					
機 関 名	雨水貯留浸透 施設対策量 (m ³)	ため池治水 利用対策量 (m ³)	機 関 名	雨水貯留浸透 施設対策量 (m ³)	ため池治水 利用対策量 (m ³)
奈 良 市	14,610	310,500	田 原 本 町	2,440	29,700
大 和 高 田 市	3,790	18,300	高 取 町	1,080	18,900
大 和 郡 山 市	5,410	71,700	明 日 香 村	540	15,900
天 理 市	3,520	65,700	新 庄 町	1,080	22,500
橿 原 市	6,770	40,200	当 麻 町	810	17,500
桜 井 市	5,140	30,300	香 芝 町	2,710	55,300
御 所 市	4,060	48,900	上 牧 町	1,350	21,600
生 駒 市	5,410	62,700	王 寺 町	1,350	21,600
平 群 町	1,350	20,700	広 陵 町	1,900	32,400
三 郷 町	1,080	25,800	河 合 町	1,350	19,500
斑 鳩 町	1,630	29,700	大 淀 町	—	1,500
安 堵 町	540	9,400	小 計	69,000	1,000,000
川 西 町	810	6,700	奈 良 県	50,000	700,000
三 宅 町	270	3,000	合 計	119,000	1,700,000

→ 合計181.9万m³

附則1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、
実施要領の変更により、具体的内容を組み込むものとする。

【大和川流域整備計画実施要領より】

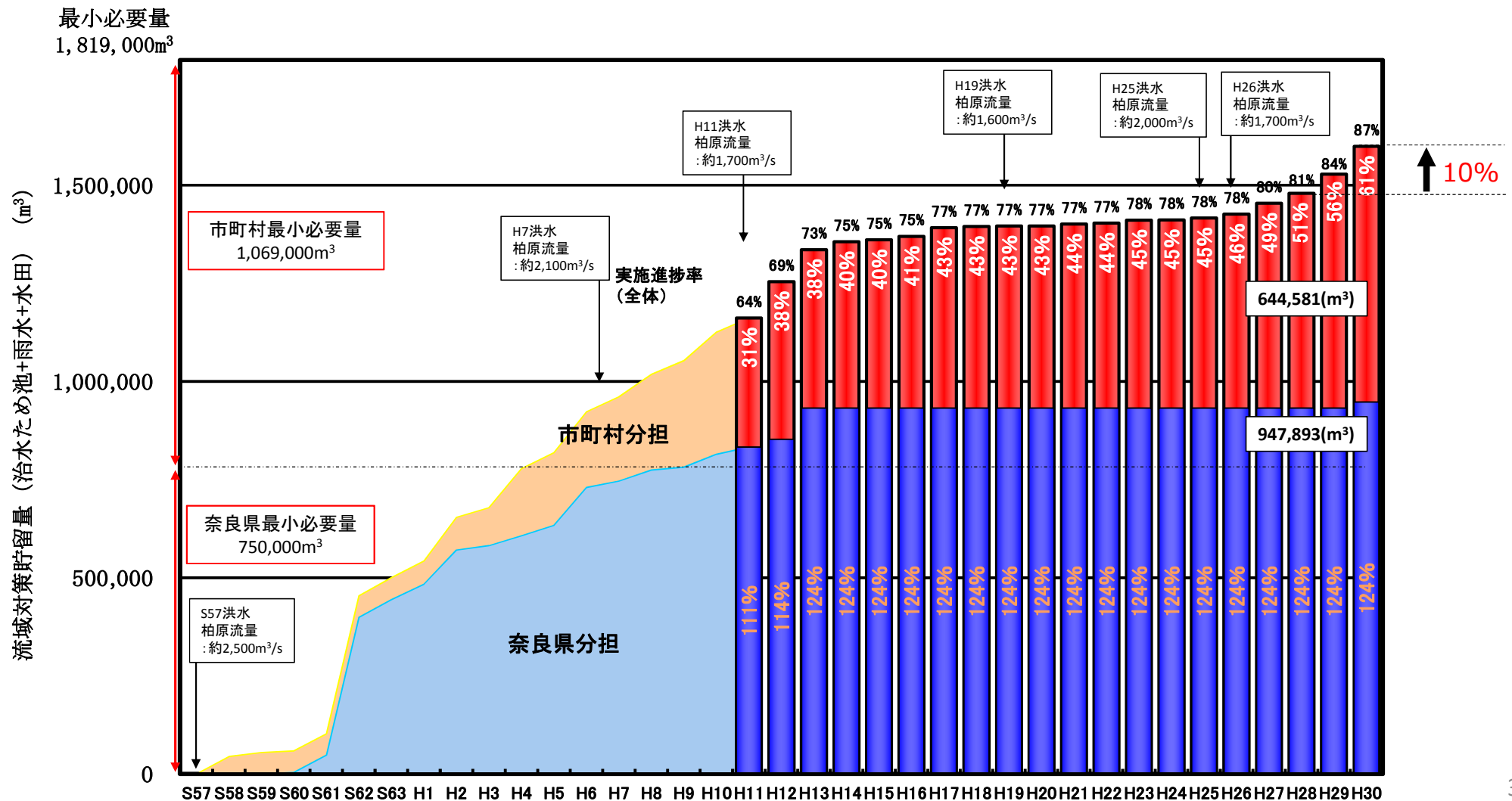
1. 流域対策の取組状況

(1)大和川流域における流域対策の進捗状況

- ◆ **H31.3**現在で、計画目標量の**87%**の達成状況となっており、県では**124%**の達成状況となっている。
- ◆ 市町村では、計画目標量の**61%**の達成にとどまっているものの、平成28年度以降、進捗率は**10%**伸びている。

※ 水田貯留による対策量を含む

流域対策(ため池治水利用＋雨水貯留浸透施設＋水田貯留)の進捗状況



1. 流域対策の取組状況

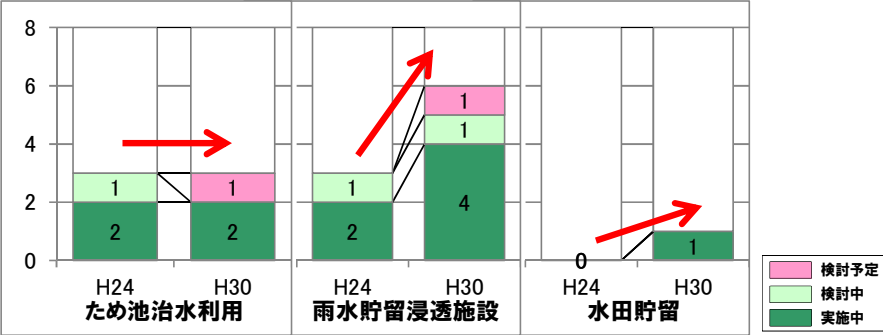
(2) 上下流市町村の流域対策の取組状況(圏域別)

- ◆流域対策に取り組む市町村は増加しているものの、全体として進捗率は低迷している
- ◆浸水被害が発生している上流側の市町村で流域対策の進捗が遅れる傾向があり、上下流市町村で進捗率がばらついている
- ◆あらたに三宅町、田原本町が、対策率100%を満足

①生駒いかるが圏域・②平城圏域

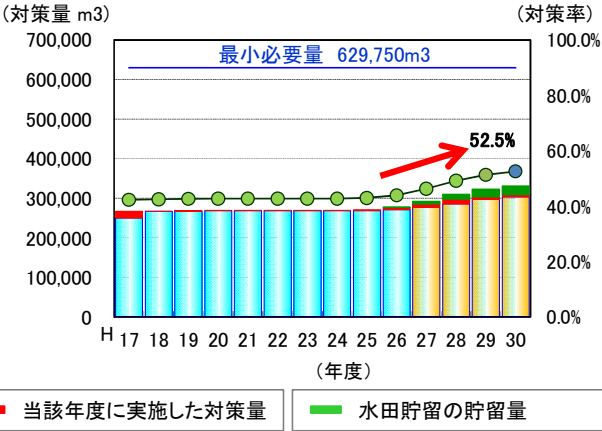
- ◆大和川沿川や佐保川の中下流域で内水被害が発生しており、上流域での流出抑制が必要。
- ◆ため池治水利用では、奈良市、生駒市が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、大和郡山市、天理市、生駒市、三郷町が対策に取り組んでいるほか、奈良市が検討中。
- ◆水田貯留では、大和郡山市が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】全8市町(うち、目標達成は2市町) 【流域対策の進捗状況】



市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (H31.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (H31.3)		取組状況 (H31.3現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池 治水利用	雨水貯留 浸透施設	水田貯留
奈良市	325,110	105,539	32.5	105,539	32.5	実施中	検討中	予定なし
大和郡山市	77,110	55,525	72.0	71,946	93.3	検討予定	実施中	実施中
天理市	69,220	41,952	60.6	41,952	60.6	予定なし	実施中	予定なし
生駒市	68,110	30,165	44.3	30,165	44.3	実施中	実施中	予定なし
平群町	22,050	4,635	21.0	4,635	21.0	予定なし	検討予定	予定なし
三郷町	26,880	46,396	172.6	46,396	172.6	予定なし	実施中	予定なし
斑鳩町	31,330	21,689	69.2	27,689	88.4	予定なし	予定なし	予定なし
安堵町	9,940	2,575	25.9	2,575	25.9	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	629,750	308,476	49.0	330,897	52.5			

【流域対策の推移】

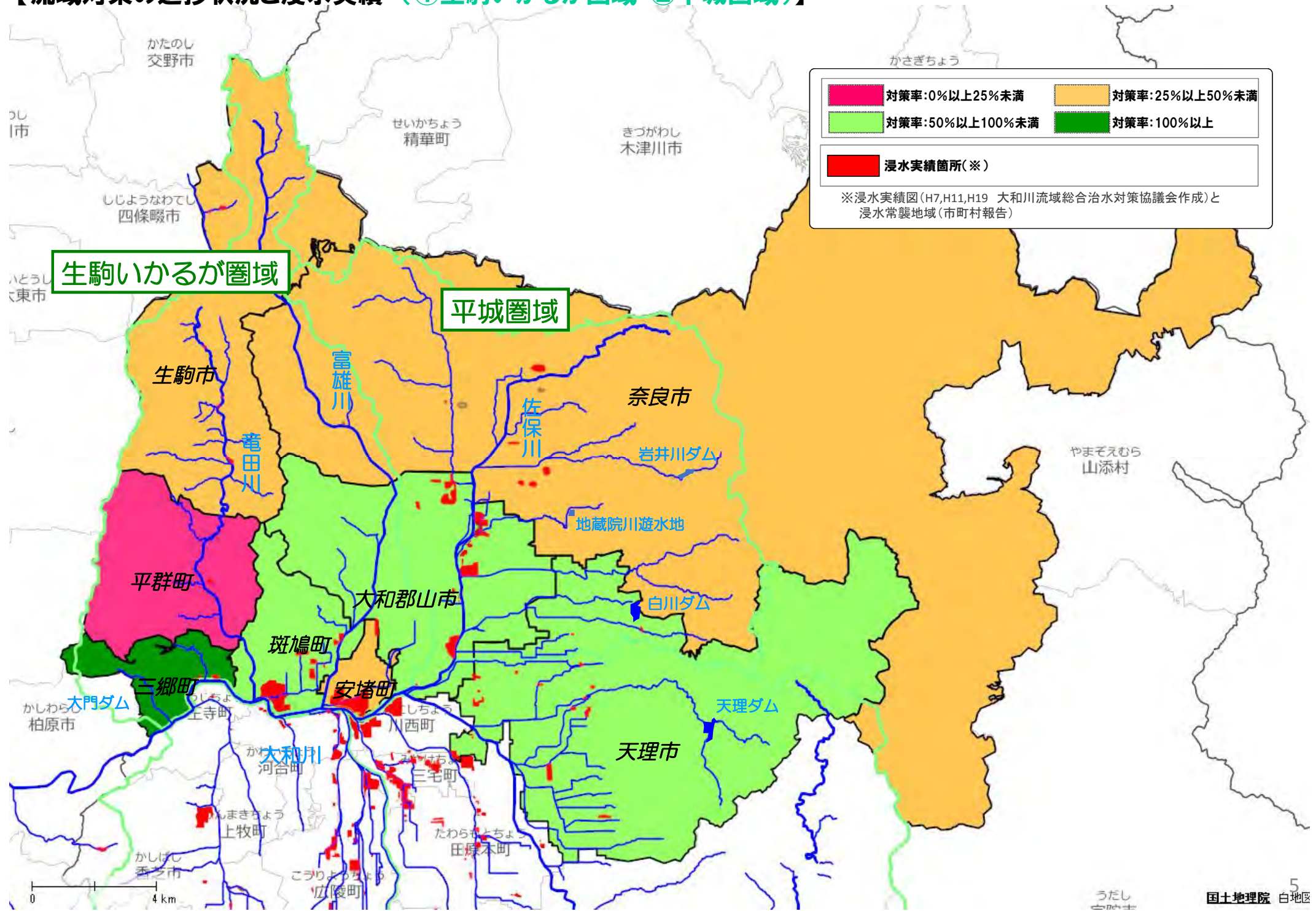


- 凡例
- 対策率:0%以上25%未満
 - 対策率:25%以上50%未満
 - 対策率:50%以上100%未満
 - 対策率:100%以上

- 実施中** 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 検討中** 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 検討予定** 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 予定なし** 当面、検討の予定がないもの

※対策済量に奈良県の対策量は含めていない。平成31年3月時点での数値
※市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの
※①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算
②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)×湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績（①生駒いかるが圏域・②平城圏域）】

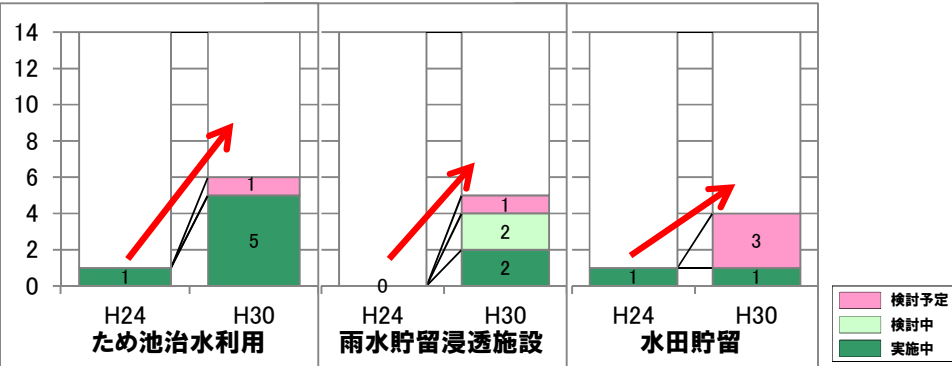


③ 曽我葛城圏域

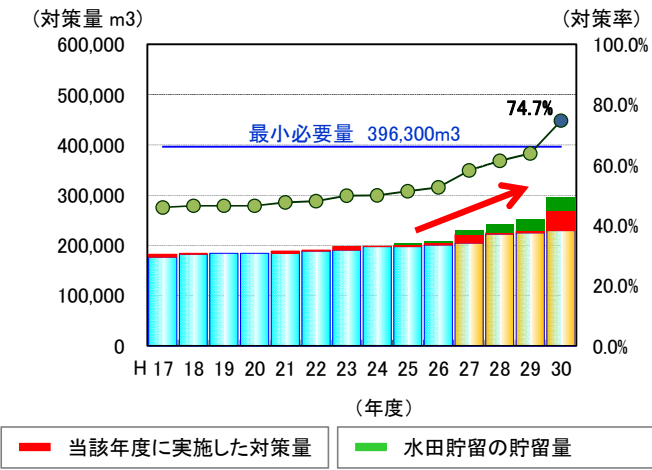
- ◆大和高田市や広陵町、河合町など中下流域を中心に内水被害が発生しており、上流域で流出抑制が必要
- ◆ため池治水利用では、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、大和高田市、田原本町が対策に取り組んでいるほか、王寺町、広陵町が検討中。
- ◆水田貯留では、広陵町が対策に取り組んでいる。
- ◆あらたに三宅町、田原本町が、対策率 100% を満足

【流域対策に取り組む市町村数の変化】

全14市町村(うち、目標達成は7市町)



【流域対策の推移】



【流域対策の進捗状況】

市町村名	最小必要量 (m³)	①ため池+雨水貯留 (H31.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (H31.3)		取組状況 (H31.3現在)		
		対策済量 (m³)	対策率 (%)	対策済量 (m³)	対策率 (%)	ため池 治水利用	雨水貯留 浸透施設	水田貯留
大和高田市	22,090	27,112	122.7	27,912	126.4	予定なし	実施中	予定なし
橿原市	46,970	50,094	106.7	54,294	115.6	予定なし	予定なし	予定なし
御所市	52,960	26,925	50.8	26,925	50.8	実施中	予定なし	予定なし
香芝市	58,010	31,623	54.5	31,623	54.5	実施中	予定なし	予定なし
葛城市	41,890	15,077	36.0	15,077	36.0	実施中	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0	実施中	検討予定	検討予定
田原本町	32,140	24,860	77.3	40,810	127.0	実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	2,186	10.9	2,186	10.9	予定なし	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	15,398	93.7	15,398	93.7	予定なし	予定なし	予定なし
上牧町	22,950	7,477	32.6	7,477	32.6	検討予定	予定なし	予定なし
王寺町	22,950	24,639	107.4	24,639	107.4	予定なし	検討中	予定なし
広陵町	34,300	5,260	15.3	10,390	30.3	予定なし	検討中	実施中
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8	予定なし	予定なし	検討予定
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	396,300	269,781	68.1	295,861	74.7			

凡例

対策率:0%以上25%未満

対策率:25%以上50%未満

対策率:50%以上100%未満

対策率:100%以上

実施中

検討中

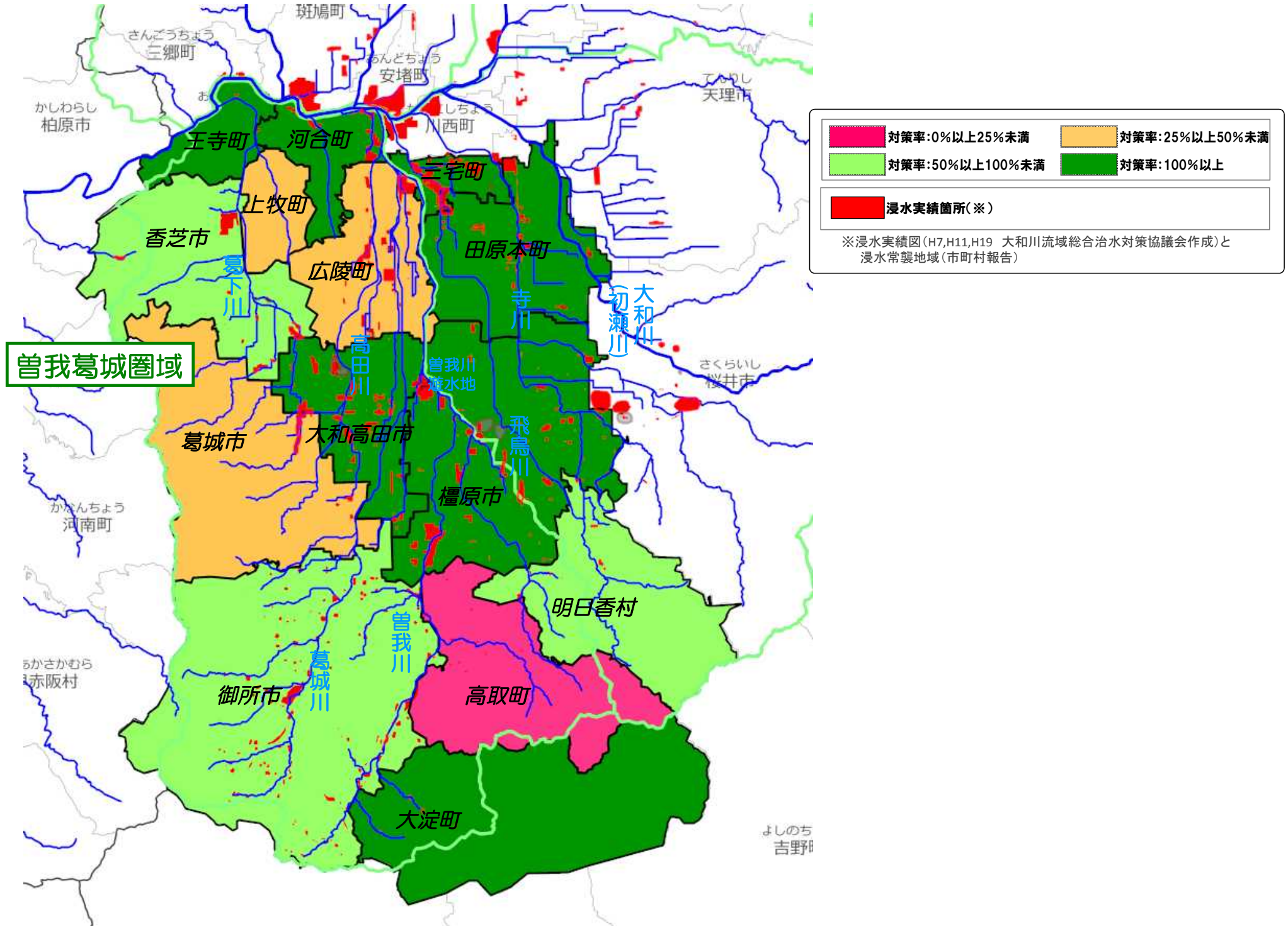
検討予定

予定なし

工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
当面、検討の予定がないもの

※対策済量に奈良県の対策量は含まれていない。平成31年3月時点での数値
※市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの
※①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算
②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)×湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績（③曾我葛城圏域）】

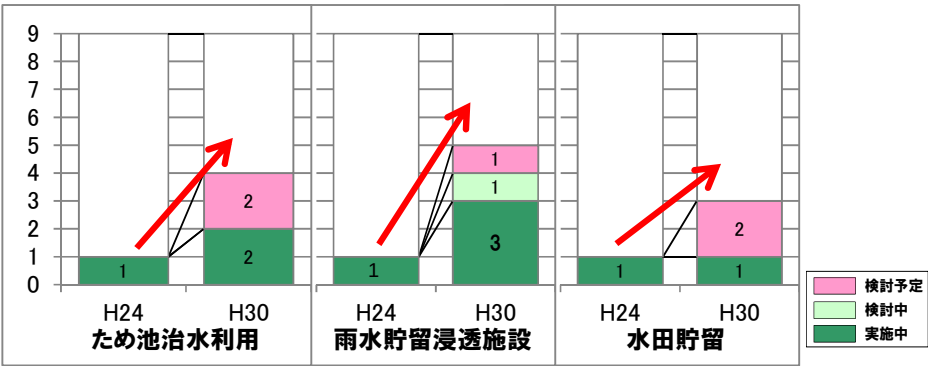


④布留飛鳥圏域

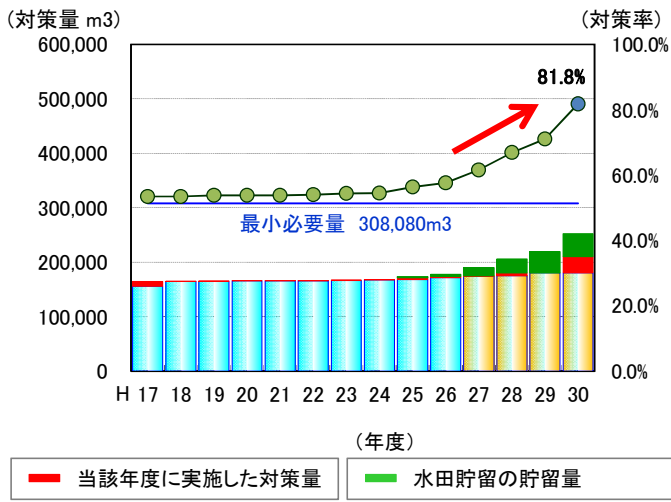
- ◆寺川や飛鳥川沿いの中下流域などで内水被害が発生しており、上流域で流出抑制が必要
- ◆ため池治水利用では、三宅町、田原本町が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、大和郡山市、天理市、田原本町が対策に取り組んでいるほか、桜井市が検討中。
- ◆水田貯留では、大和郡山市が対策に取り組んでいる。
- ◆あらたに三宅町、田原本町が、対策率 100%を満足

【流域対策に取り組む市町村数の変化】

全9市町村(うち、目標達成は4市町)



【流域対策の推移】



【流域対策の進捗状況】

市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (H31.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (H31.3)		取組状況 (H31.3現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池 治水利用	雨水貯留 浸透施設	水田貯留
大和郡山市	77,110	55,525	72.0	71,946	93.3	検討予定	実施中	実施中
天理市	69,220	41,952	60.6	41,952	60.6	予定なし	実施中	予定なし
橿原市	46,970	50,094	106.7	54,294	115.6	予定なし	予定なし	予定なし
桜井市	35,440	11,744	33.1	16,444	46.4	予定なし	検討中	予定なし
川西町	7,510	1,379	18.4	1,379	18.4	検討予定	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0	実施中	検討予定	検討予定
田原本町	32,140	24,860	77.3	40,810	127.0	実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	2,186	10.9	2,186	10.9	予定なし	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	15,398	93.7	15,398	93.7	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	308,080	210,658	68.4	251,929	81.8			

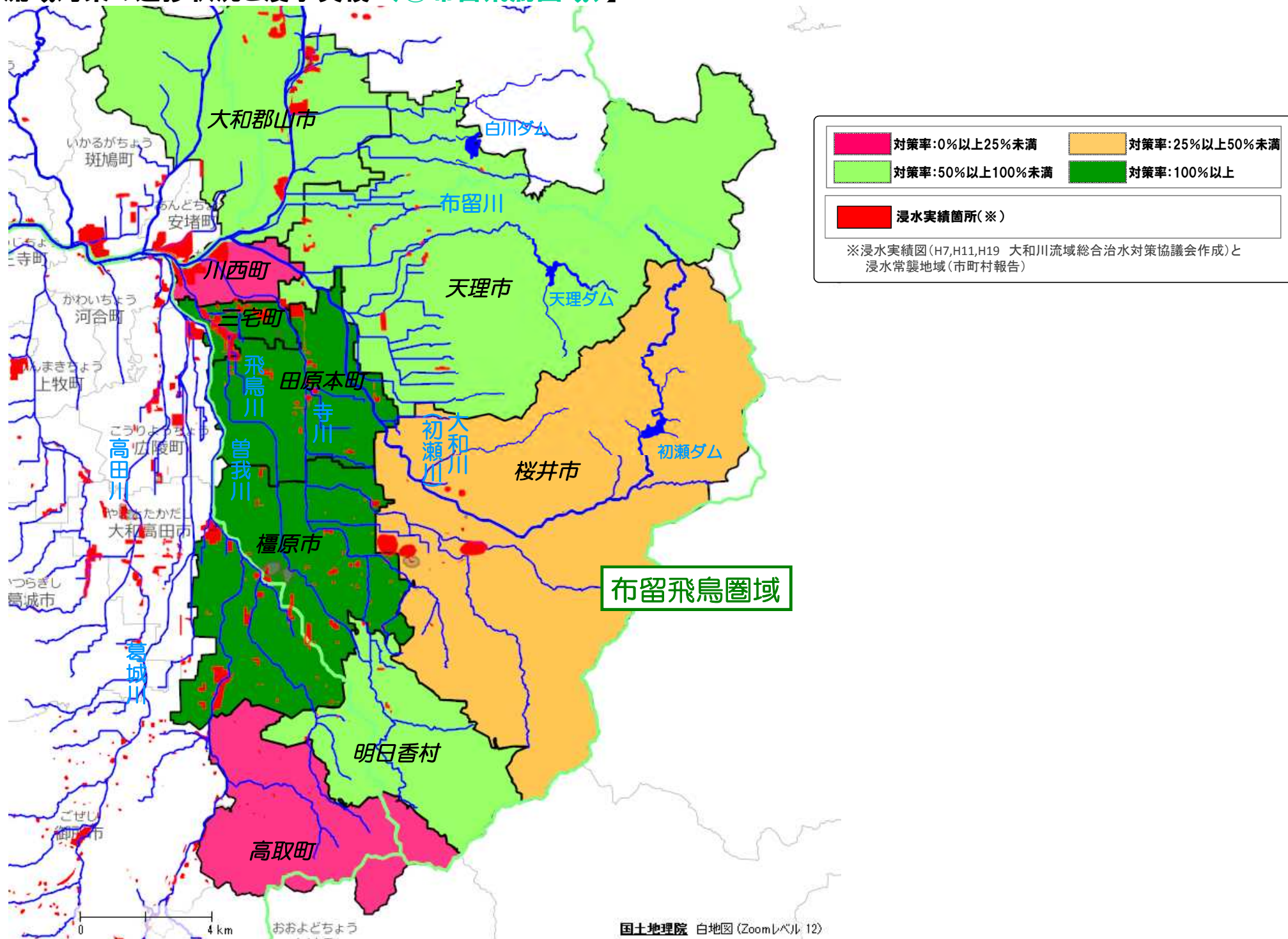
凡例

- 対策率:0%以上25%未満
- 対策率:25%以上50%未満
- 対策率:50%以上100%未満
- 対策率:100%以上

- 実施中 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 検討中 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 検討予定 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 予定なし 当面、検討の予定がないもの

※対策済量に奈良県の対策量は含めていない。平成31年3月時点での数値
※市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの
※①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算
②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)×湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績（④布留飛鳥圏域）】



大和川総合治水対策の強化に向けて

■ 現状と課題

- 国の取り組み … 河川整備計画に基づき河川改修、大和川遊水地（大和川中流域 強靱化事業）を整備中
- 県の取り組み … 流域対策100%超、河川整備計画に基づき河川改修を整備中
- 市町村の取り組み … 流域対策61%（進捗率にばらつきあり）

⇒ これまでは、市町村の流域対策の目標達成を優先

- ・ 平成29年10月の台風21号による大規模な浸水被害
⇒ 平成30年5月 奈良県平成緊急内水対策事業キックオフ
ステージ1（適地候補地の確保）へ
- ・ 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）による浸水被害
（※ 気候変動の影響による災害の更なる頻発・激甚化等の懸念）

■ 今後の取り組み(案)

【総合治水対策の更なる強化】

⇒ 現状と課題、効果を検証し、「大和川流域整備計画」を見直し

検討WGを立ち上げ、治水対策と流域対策の分担量見直し
や対策内容、内水処理施設の必要性や可能性等を検討

⇒ 奈良県平成緊急内水対策（ステージ2（工事着手）へ移行）

工事の早期着手に向け、県と市町で情報共有・連携を図りながら用地を確保し、地元調整など準備が整った箇所から工事に着手
なお、用地の確保が困難となった地区は、これまでと同様の手続きで必要貯留量を確保

大和川流域整備計画 現状確認及び 効果検証・見直し検討

大和川流域整備計画の現状確認

◆昭和57年8月洪水は、初瀬川の決壊や葛下川からの越水、内水氾濫により大和川流域において戦後最大の被害を及ぼし、奈良県内の被害は、家屋全半壊256件、床上浸水2,983件、床下浸水7,387件に上った。



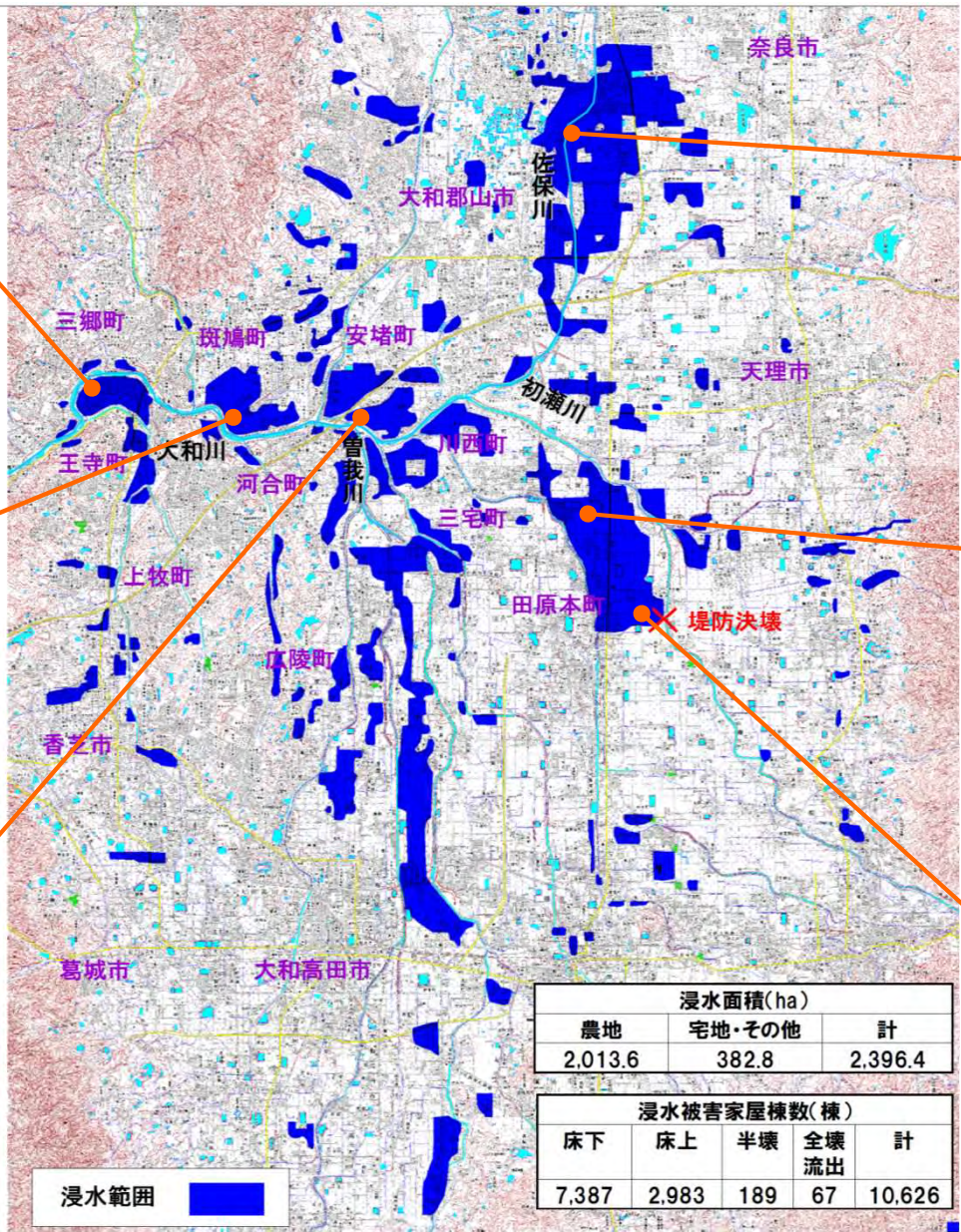
王寺町 葛下川合流点の浸水状況
(大和川27.0k付近)



斑鳩町 竜田川合流点の浸水状況
(大和川31.0k付近)



安堵町 富雄川・曽我川合流点の浸水状況
(大和川33.0k付近)



大和郡山市 稗田団地の浸水状況
(佐保川5.0k付近)



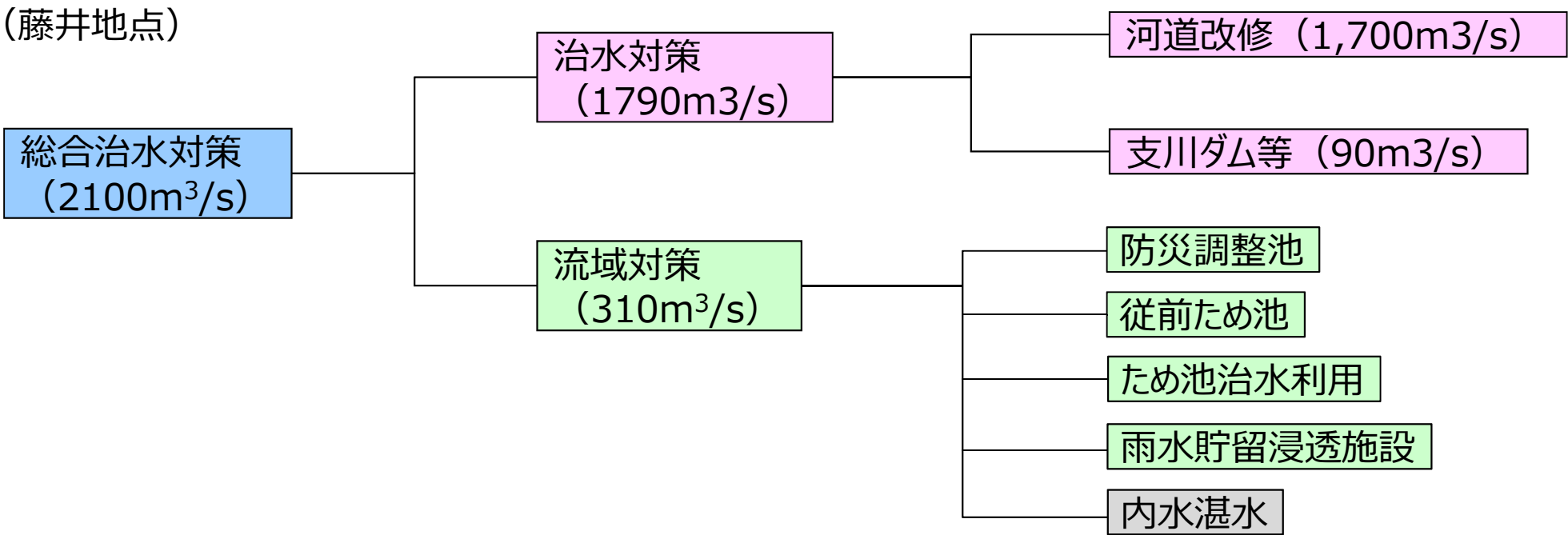
天理市 庵治町の浸水状況
(初瀬川3.0k・寺川3.0k付近)



田原本町 堤防決壊地点の浸水状況
(初瀬川5.0k付近)

大和川流域整備計画

◆急速な都市化の進展、将来にわたる都市の発展を踏まえ、治水施設の整備をより重点的に実施するとともに、流域がもつべき保水・遊水機能の確保及び適切な土地利用の誘導等を目的とした大和川流域整備計画を昭和60年に策定



- 奈良県域の最下流にあたる藤井地点における流量を治水対策と流域対策で分担する計画となっている。
- 大和川流域整備計画には、ポンプ排水施設については河道の改修状況と整合のとれた計画とする、と記載しており、内水排除サブ委員会で検討を進めたが、ポンプ整備には至っていない。

＜内水排除サブ委員会の結果＞

- ①H元年当時、藤井地点の河道流下能力においては、新たな内水処理施設の排水量を許容できない。
- ②そのため、新たな内水処理施設整備よりも、流域対策を推進することを優先する。

大和川流域整備計画策定からの経過

4

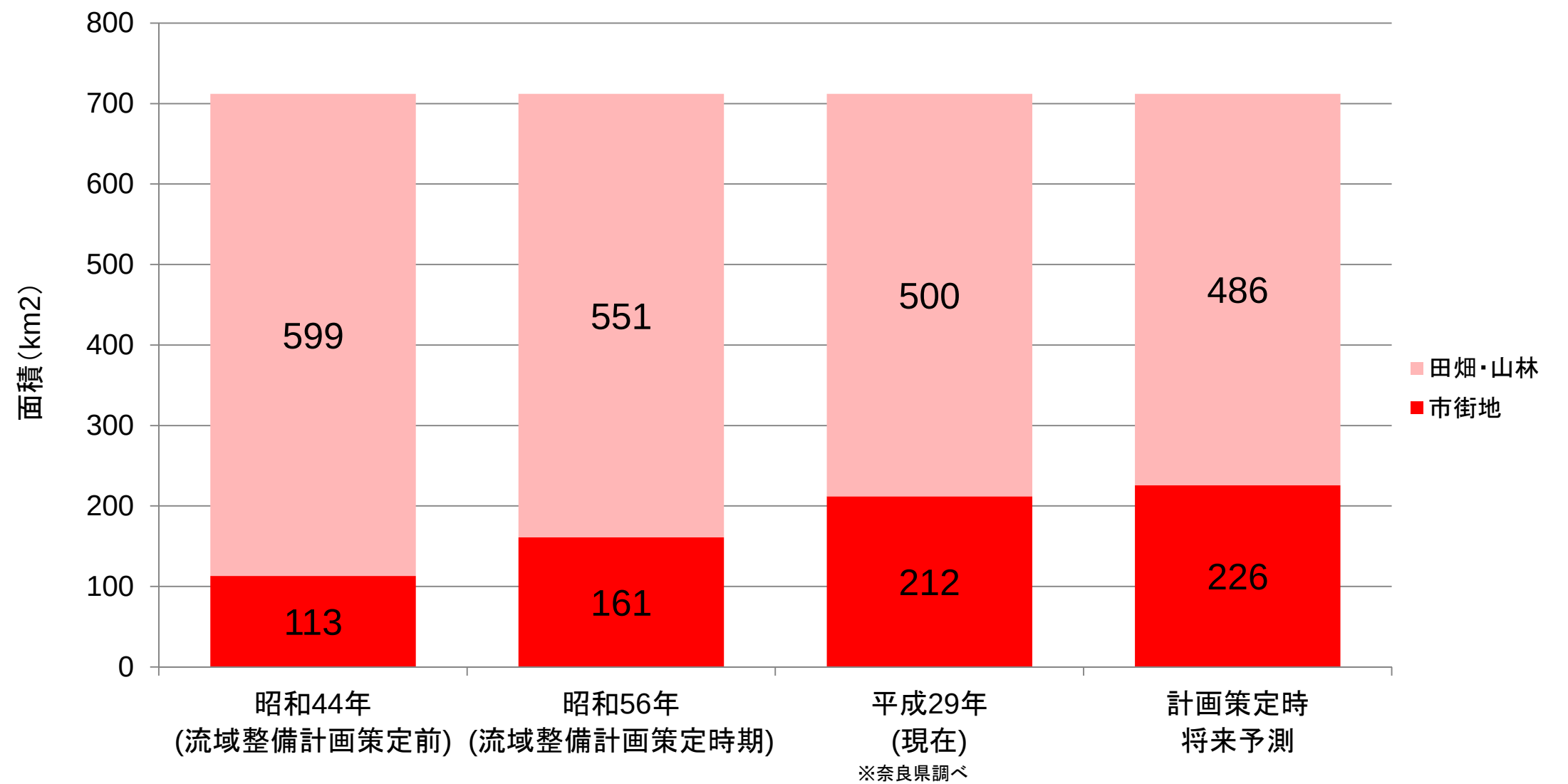
治水対策の現状

◆大和川流域整備計画策定後、治水対策として以下の整備を実施している。



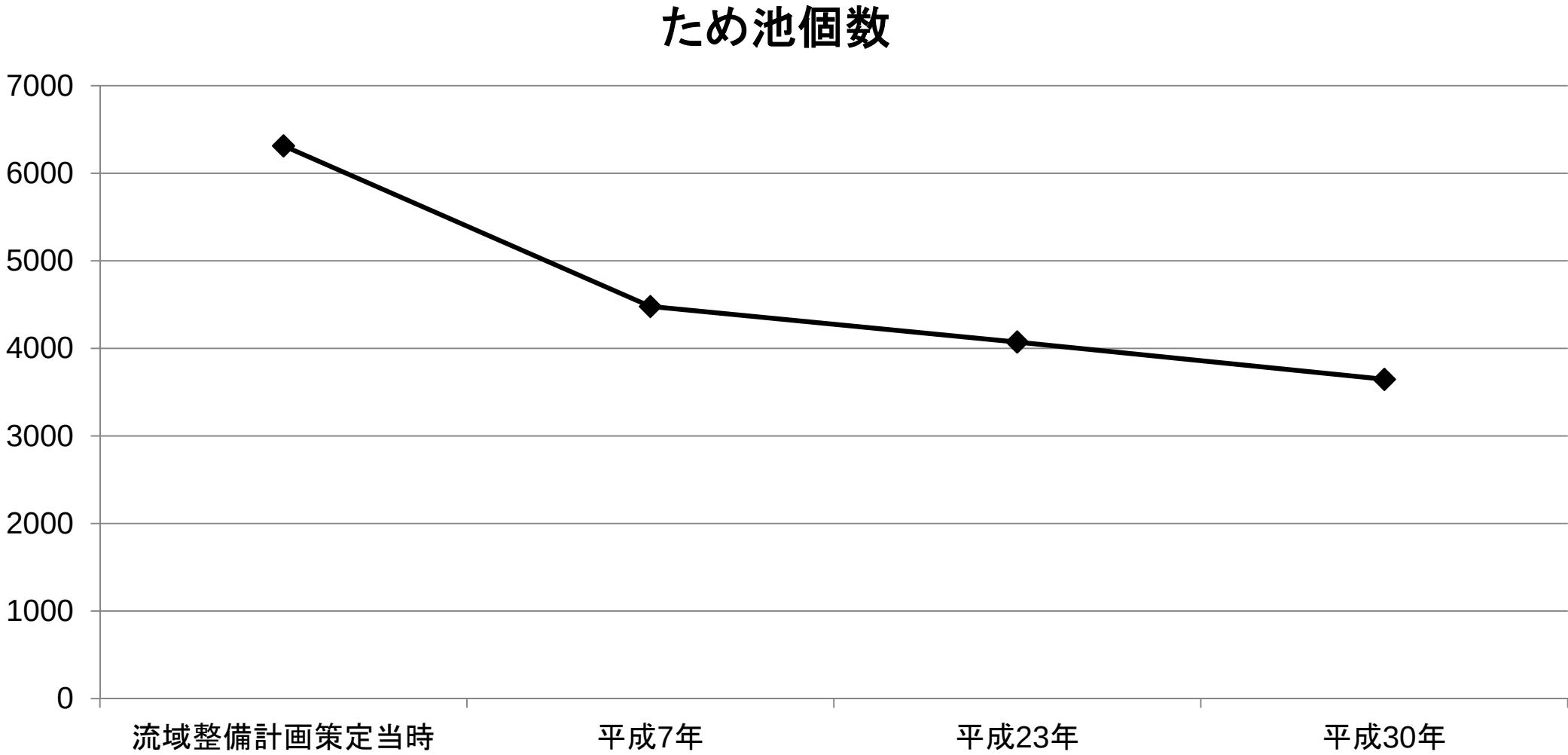
◆流域整備計画策定以前、策定当時、現在に向かって、田畑・山林が減少し市街地が増加している。

大和川流域面積(奈良県域)の土地利用変化



流域対策の変化(従前ため池)

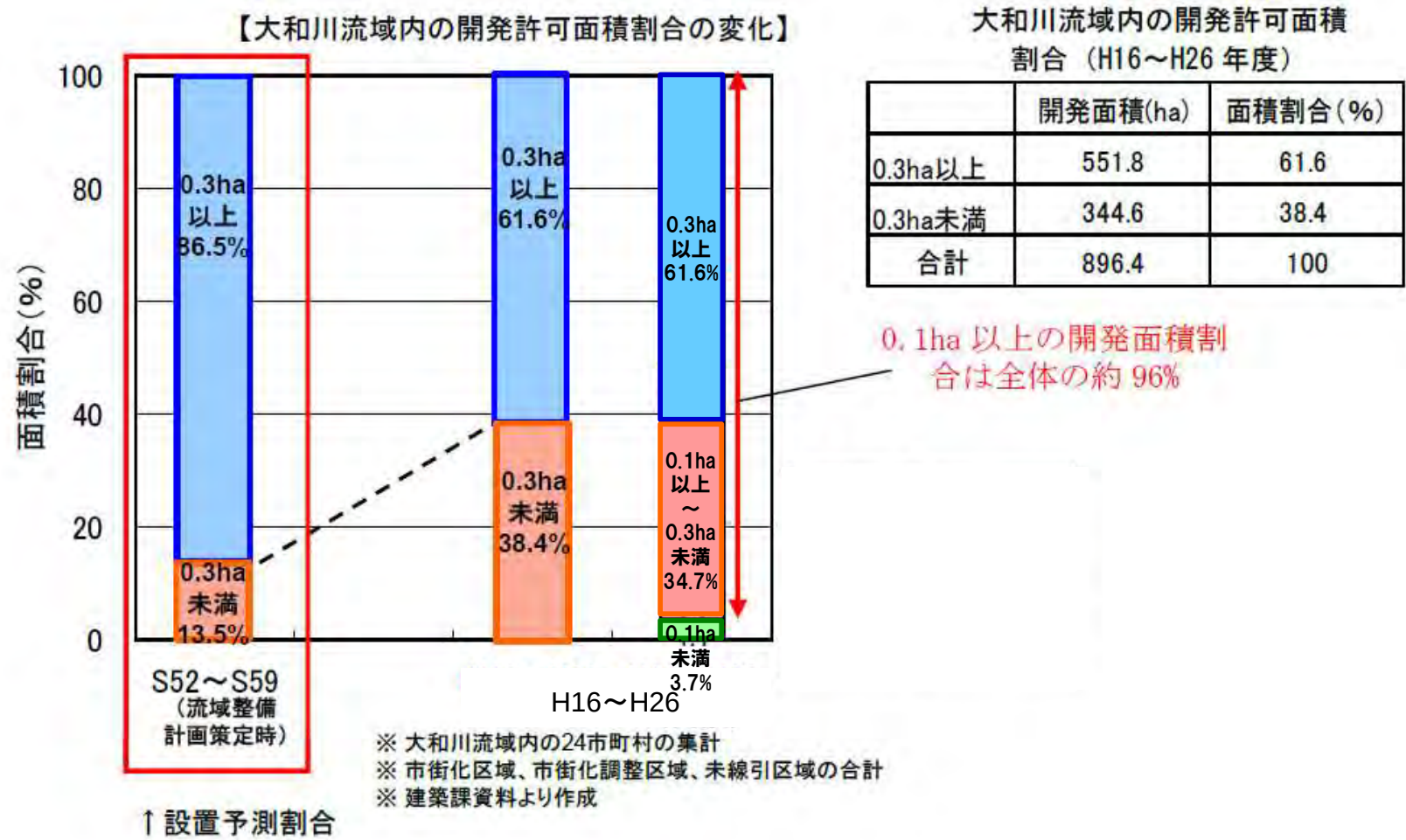
◆流域整備計画においてため池を保全するとしており、それらのため池も流域対策の効果として見込んでいるが、近年の傾向は施設数が4割程度減少している。



※国土交通省調べ

流域対策の変化(防災調整池)

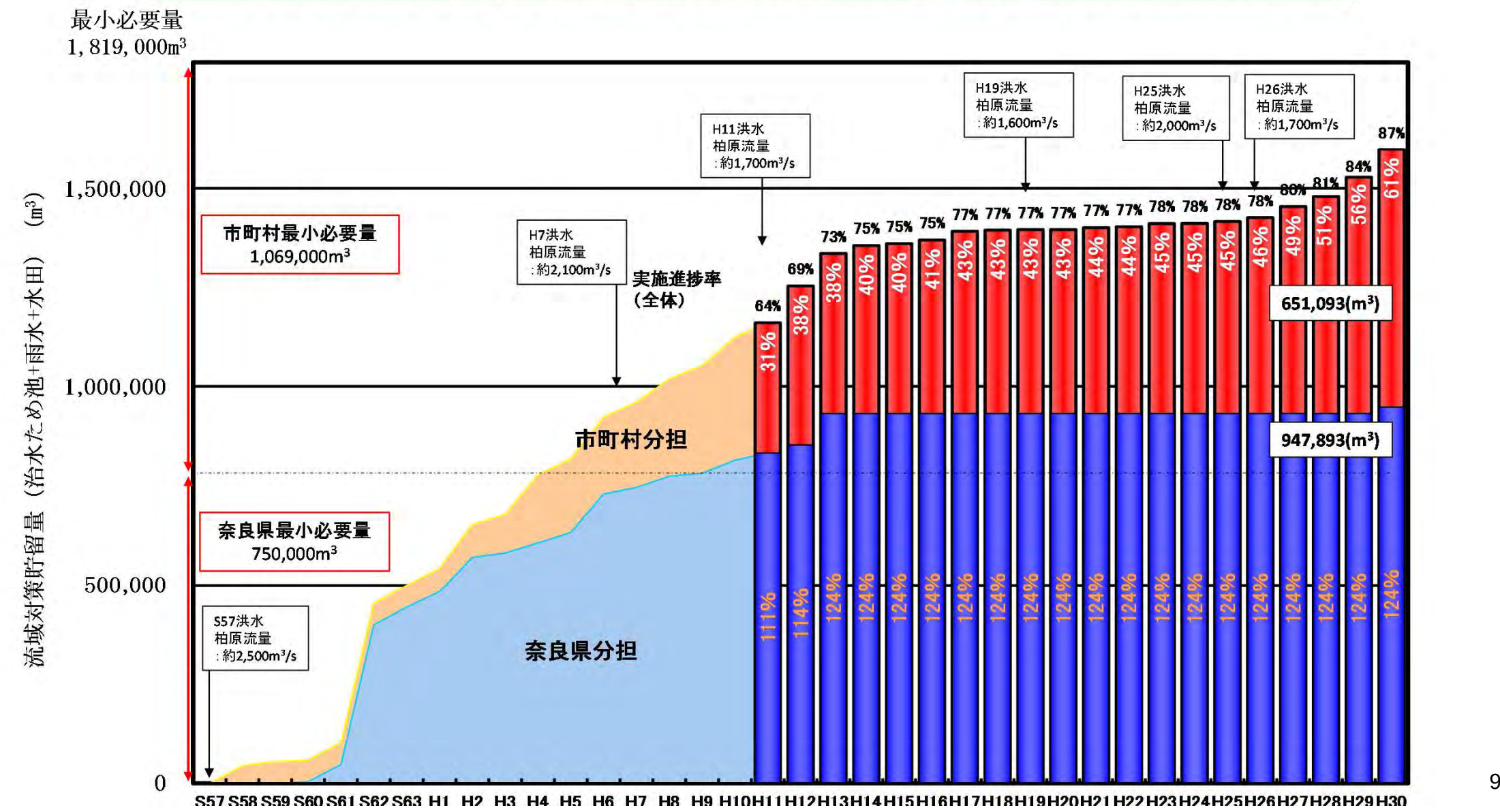
◆計画策定当時は開発の約9割で防災調整池を整備する予測としていたが、0.3ha未満の小規模開発が多数行われた結果、予測を下回る約6割の開発での整備にとどまっている。



策定当時に予測していた約9割の開発に対して防災調整池を整備するには、0.3ha未満でも整備をしていく必要がある。

◆最小必要量が定められている治水ため池や雨水貯留浸透施設は、目標設定から30年以上経過した今も達成できておらず、より一層の整備の進捗が必要

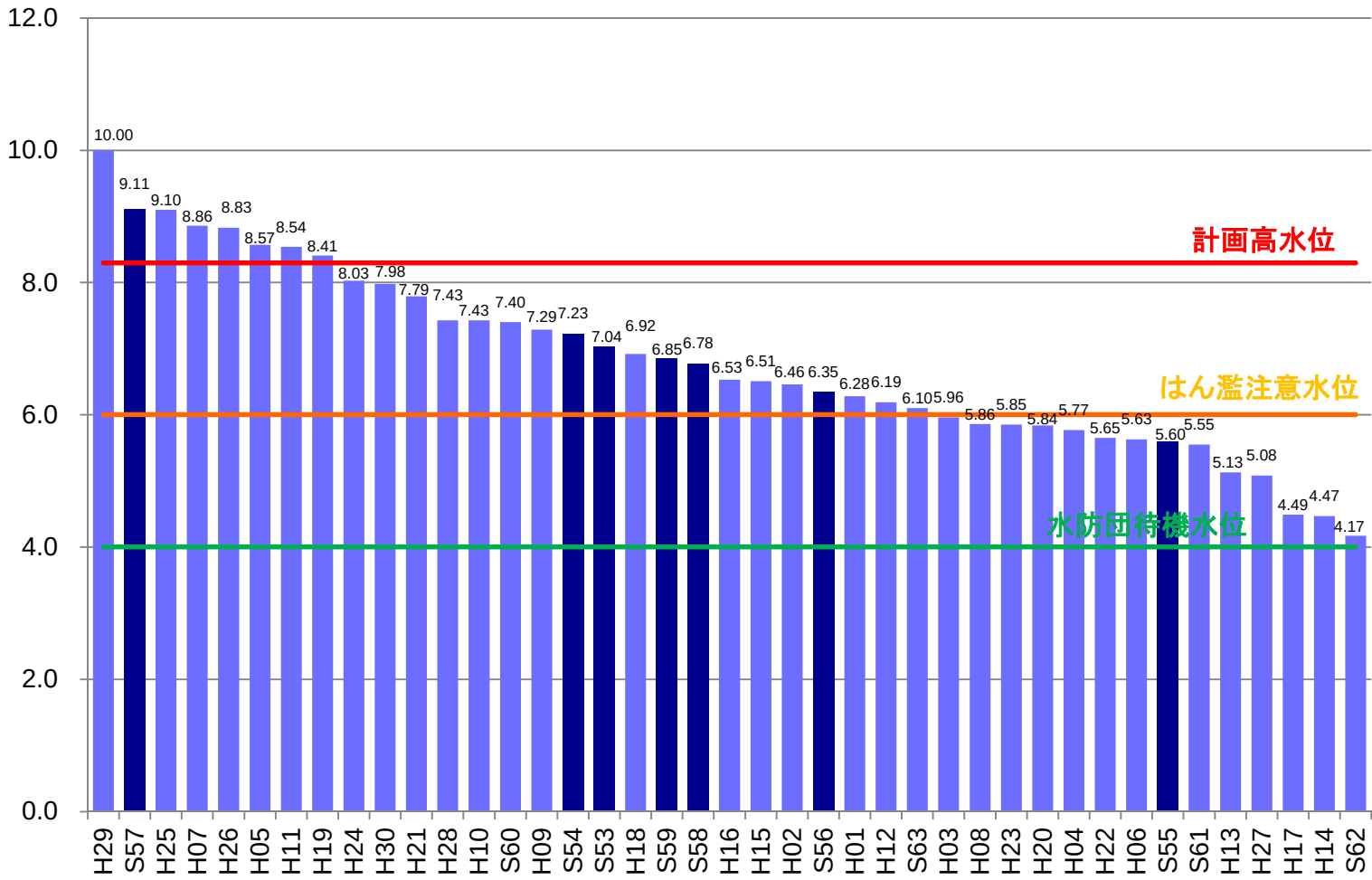
流域対策(ため池治水利用＋雨水貯留浸透施設＋水田貯留)の進捗状況



総合治水対策推進の必要性

◆ 藤井地点では、流域整備計画策定後に7回も計画高水位を超過しており、近年では、平成25年9月の台風18号、平成26年8月の台風11号、平成29年10月の台風21号で計画高水位を超過

大和川 藤井観測所 観測水位 昭和53年～の比較



H29の水位は観測上限(10m)を超過している。



平成25年台風18号
(大和川・斑鳩町)



平成29年台風21号
(大和川・王寺町)

- ・JR大和路線が運休
- ・国道25号が通行止

大和川流域における総合治水の推進に関する条例

- ◆ 流域対策施設の課題を解決していくために、奈良県において大和川流域における総合治水の推進に関する条例を平成30年4月より施行

条例制定の背景

- 昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化により新たな課題が発生してきました。



- ・ 防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加（3,000㎡未満の開発が約38%に）
- ・ 市町村による流域対策の低迷（ため池治水利用施設の対策率は約42%）
- ・ ため池の減少による保水力の低下（約15年で約400個のため池が減少）
- ・ 浸水被害の恐れのある区域における市街化区域編入 など

条例の目的

- 大和川流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
○ 総合治水の取り組みを体系的に実施



- 浸水被害の軽減及び拡大の防止
- 県民の「くらしの向上」

条例の特徴

- ① 「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の三本柱で総合治水を推進します。
- ② 開発等に伴う防災調整池の対象面積を強化します。 【従来】3,000㎡以上 → 【条例】1,000㎡以上
- ⚠ 防災調整池の設置、適正な維持管理義務について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます
- ③ 浸水のおそれのある区域を指定・公表し、原則として市街化区域への編入を行いません。
- ④ 総合治水の推進のため、協定を締結し市町村を支援するなど推進体制をつくりまします。



奈良県平成緊急内水対策事業の推進

・昭和57年8月の大和川大水害を契機に、「ながす対策(治水対策)」と「ためる対策(流域対策)」を柱とする大和川流域総合治水対策に着手し、その後も、3回以上浸水被害が生じた地域を浸水常襲地域に位置づけ、関係市町村との連携により対策を推進してきました。
 今後は、大和川流域における総合治水条例の制定や平成29年10月の台風21号による大規模な浸水被害を加味した、より充実した内水対策を目指していきます。

○これまで

- ・大和川流域総合治水対策の推進
「ながす対策」
「ためる対策」
- ・浸水常襲地域における対策の推進

大和川流域における総合治水の
推進に関する条例の制定

→

平成29年10月台風21号による
大規模な浸水被害の発生

○H30.5月大和川流域総合対策協議会でキックオフ

奈良県平成緊急内水対策事業の推進

- ・喫緊の課題である内水被害の解消に向け
市町村との連携により、各支川で対策に必要な
貯留施設等を適地に整備していく



凡 例

総合治水

- 治水対策
- 流域対策
- 浸水常襲地域対策
- 奈良県平成緊急内水対策地区
- その他浸水地区

大和川流域整備計画 見直しに向けて

大和川流域整備計画 見直しに向けて（検討WG設立案）

◆平成29年台風21号洪水では、内水氾濫により家屋の浸水被害が100件以上発生するなど、近年、毎年のように内水氾濫による家屋の浸水被害が発生している。



- ◆土地利用状況の変化、雨の降り方に加えて、奈良県平成緊急内水対策事業により、より貯める対策を促進。
- ◆そのため、現計画で目標としている施設量（雨水貯留浸透施設119,000m³や治水ため池1,700,000m³）に替わる、新たな目標設定が必要。
- ◆総合治水条例による防災調整池整備基準の引き下げにより小規模開発でも整備が進められるので、今後対策量が増加。

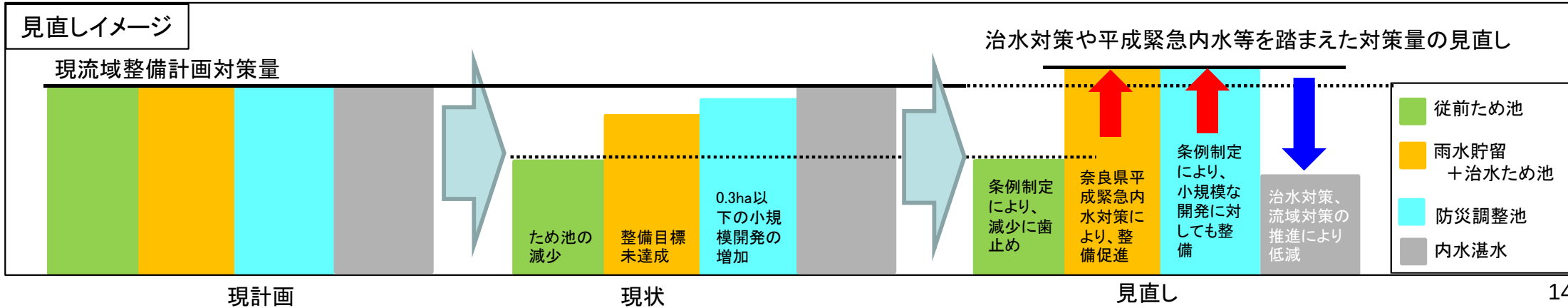


「大和川流域整備計画 検討WG」を設立し、概ね1年で以下について検討

- ①『より貯める』ために流域整備計画の現状確認及び効果検証・見直しを実施。
※見直しにあたっては、河川整備計画の今後の治水対策を見込むこととする。
- ②あわせて、河川改修及び各市町村の流域対策の進捗状況を踏まえて、新たな内水処理施設整備の可能性などについて、関係機関と連携して詳細な検討を実施。



上記を踏まえて、大和川流域整備計画の見直しを進める。



大和川流域整備計画 見直しに向けて（検討WG設立案）

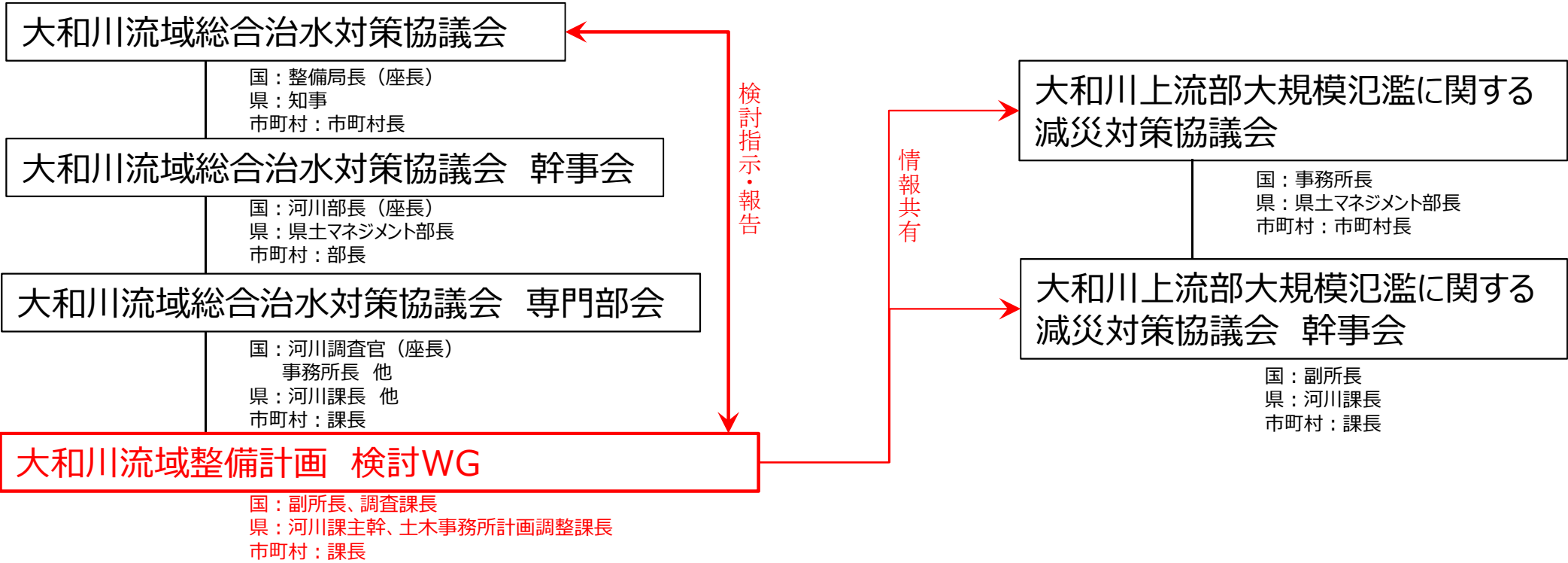
大和川流域総合治水対策協議会

◆ 治水対策と流域対策の分担量の見直し検討や内水処理施設の可能性の検討を進めていくためのWGを総合治水対策協議会内に新設する。

＜検討WG＞

- 目 的：①大和川流域整備計画の見直し（案）の検討
- ②流域で合意が取れる奈良県（大和川流域）の内水処理施設整備の可能性等の検討
- 構 成：大和川流域総合治水対策協議会を構成している、国、県、流域24市町村の実務者
- 立上時期：本協議会で同意を得れば、立ち上げ

＜組織構成＞



奈良県平成緊急内水対策

～ ステージ2(工事着手)への移行 ～

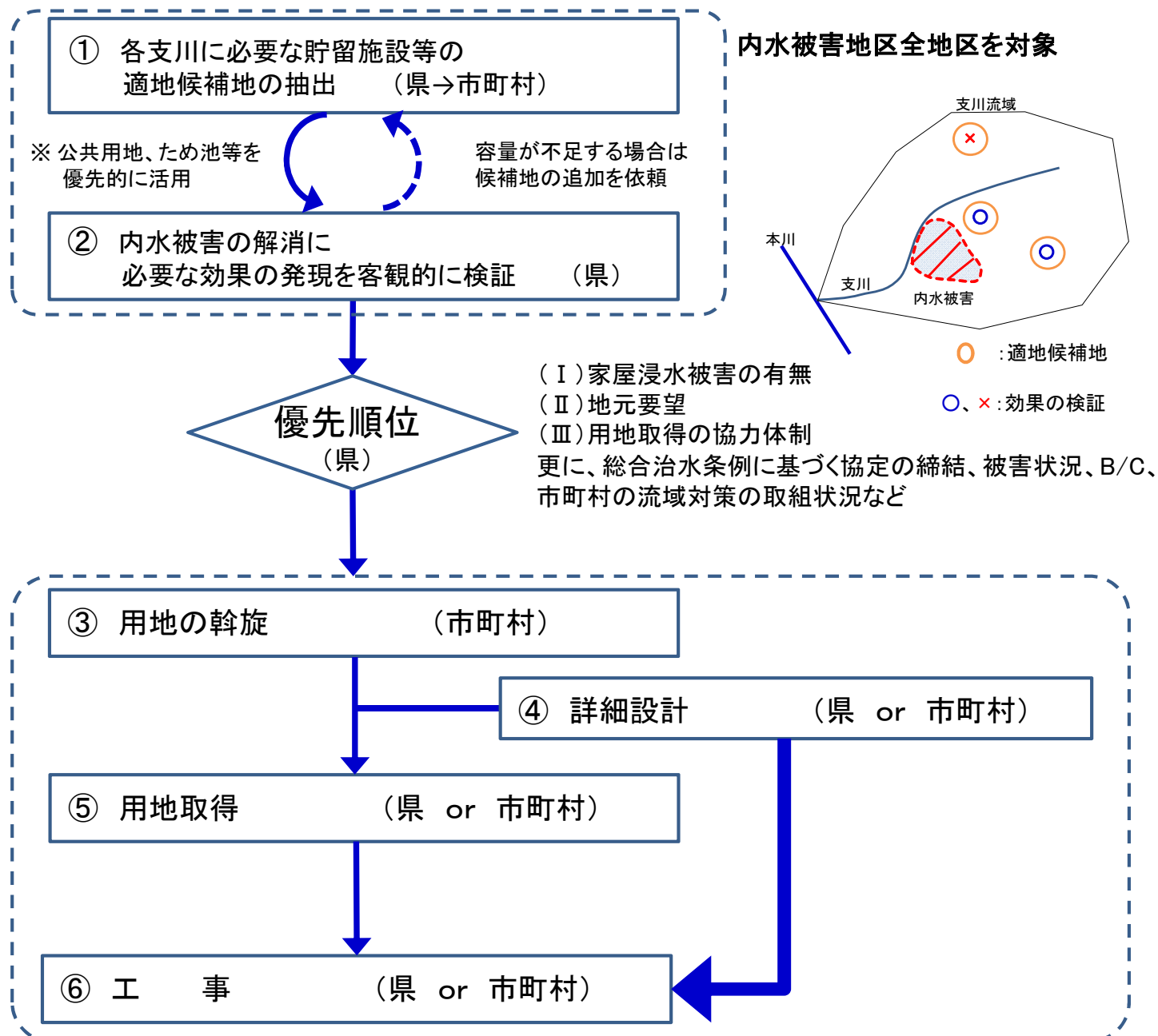
奈良県平成緊急内水対策事業

全支川(県管理河川)における内水被害地区を対象に 対策に必要な貯留施設等を適地に整備していく

○全支川(県管理河川)における内水被害地区を対象

- (1) 浸水常襲地域における内水被害
 - (2) シミュレーション(降雨規模: 1/10又はS57. 8)による内水被害
 - (3) 台風21号による内水被害
- ※今後の実績についても加味していく

○必要な貯留施設等を適地に整備するための進め方



奈良県平成緊急内水対策事業の取り組み状況

平成30年度の取り組み

■ステージ1【適地候補地の確保】

○ 各支川に必要な貯留施設等の候補地を抽出

○ 内水被害の解消に必要な効果の発現を客観的に検証

H30年7月 9日 適地選考委員会設置

H30年7月～ 候補地の現地確認等を実施

H30年8月17日 第1次適地選考委員会の開催（適地候補地21箇所選定）

H31年2月 4日 第2次適地選考委員会の開催（適地候補地10箇所選定）

R 1年 5月22日 第3次適地選考委員会の開催（適地候補地 8箇所選定）

必要貯留量100%の適地候補地を確保

令和元年度以降の取り組み

■ステージ2【工事に着手】

● 地元調整など、準備が整った箇所から工事に着手。

○ 測量・設計

○ 用地取得

○ 工事着手

【令和元年度の予定】

- ・工事着手予定 → 2箇所
大和郡山市[県施工]、 田原本町[町施工]
- ・用地買収予定 → 5箇所
田原本町 1箇所、広陵町 3箇所、御所市 1箇所
- ・測量・設計予定→ 7箇所
大和高田市 1箇所、田原本町 2箇所、
広陵町 3箇所、三郷町 1箇所

計画的かつ着実な実施に向けて(案)

- ・ 市町において、適地候補地の県支援方法、県・市町の役割分担、スケジュールを定めた **5箇年計画**を策定
- ・ **工事進捗と予算投入のバランスを図りながら事業を促進**

大和川流域総合治水対策協議会 設置運営要領の改訂

- ◆検討WGを設立するにあたり、協議会の設置運営要領を以下のように改訂（赤字）
- ◆協議会等から委任された事項のみを検討し、検討結果を協議会等に諮ることとする。

現行	改訂(案)
(専門部会) 第6条 協議会に、専門部会を設置する。 2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。 3. 専門部会は、別表－3に掲げる者をもって組織する。 4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。 5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表－3に掲げる者以外の参加を求めることができる。 6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－3の中から出席者を選任するものとする。 (情報の公開) 第7条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。 (事務局) 第8条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川課に置く。 2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。 (経 費) 第9条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。 (その他) 第10条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。	(専門部会) 第6条 協議会に、専門部会を設置する。 2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。 3. 専門部会は、別表－3に掲げる者をもって組織する。 4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。 5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表－3に掲げる者以外の参加を求めることができる。 6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－3の中から出席者を選任するものとする。 (検討WG) 第7条 協議会に、検討WGを設置する。 2. 検討WGは、協議会あるいは幹事会、専門部会から委任された事項の協議を行う。 3. 検討WGは、別表－4に掲げる者をもって組織する。 4. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－4の中から出席者を選任するものとする。 (情報の公開) 第87条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。 (事務局) 第98条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川課に置く。 2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。 (経 費) 第109条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。 (その他) 第1110条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

現行		改訂(案)	
別表－2	大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織	別表－2	大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織
	○印は座長		○印は座長
近畿地方整備局	○河川部長 河川調査官 大和川河川事務所長 奈良県	近畿地方整備局	○河川部長 河川調査官 大和川河川事務所長 奈良県
	県土マネジメント部長 政策推進課長 農林部企画管理室長 河川課長 奈良土木事務所長 郡山土木事務所長 高田土木事務所長 中和土木事務所長 吉野土木事務所長		県土マネジメント部長 政策推進課長 農林部企画管理室長 河川課長 奈良土木事務所長 郡山土木事務所長 高田土木事務所長 中和土木事務所長 吉野土木事務所長
奈良市	建設部長	奈良市	建設部長
大和高田市	環境建設部長	大和高田市	環境建設部理事
大和郡山市	総務部長・都市建設部長	大和郡山市	総務部長・都市建設部長
天理市	総務部長・建設部長	天理市	総務部長・建設部長
橿原市	まちづくり部長	橿原市	まちづくり部長
桜井市	市長公室長・都市建設部長	桜井市	危機管理監・都市建設部長
御所市	環境建設部長	御所市	産業建設部長
生駒市	総務部長・建設部長	生駒市	総務部長・建設部長
香芝市	市民環境部長・都市創造部長	香芝市	市民環境部長・都市創造部長
葛城市	総務部長・都市整備部長	葛城市	総務部長・都市整備部長
平群町	総務防災課長・上下水道課長・都市建設課長・観光産業課長	平群町	総務防災課長・上下水道課長・都市建設課長・観光産業課長
三郷町	環境整備部長・総務部長	三郷町	環境整備部長・総務部長
斑鳩町	総務部長・都市建設部長	斑鳩町	総務部長・都市建設部長
安堵町	総務課長・産業建設課長	安堵町	総務課長・建設課長
川西町	総務課長・事業課長	川西町	総務課長・事業課長
三宅町	まちづくり推進部長	三宅町	まちづくり推進部長
田原本町	総務部長・産業建設部長	田原本町	総務部長・産業建設部長
高取町	総務課長・事業課長	高取町	総務課長・事業課長
明日香村	地域づくり課長	明日香村	地域づくり課長
上牧町	総務部長・都市環境部長	上牧町	総務部長・都市環境部長
王寺町	総務部長・地域整備部長	王寺町	総務部理事・王寺町理事
広陵町	危機管理監兼生活部長・事業部長	広陵町	危機管理監兼生活部長・事業部長
河合町	企画部長・まちづくり推進部長	河合町	企画部長・まちづくり推進部長
大淀町	建設環境部長・総務部長	大淀町	建設環境部長・総務部長

現行	改訂(案)
別表－3 大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織 ○印は座長、 __印は窓口	別表－3 大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織 ○印は座長、 __印は窓口
近畿地方整備局 ○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長 奈良県 政策推進課長、地域政策課長、農林部企画管理室長、農村振興課長、 林業振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部企画管理室長、 河川課長、砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、 技術管理課長、住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、 教育委員会学校支援課長 奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長 中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長 奈良市 総合政策課長、河川課長、都市計画課長、開発指導課長、 下水道計画管理課長、工務第二課長 大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長 大和郡山市 市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長 天理市 土木課長、まちづくり事業課長、まちづくり計画課長 監理課長、下水道課長、防災安全課長 橿原市 道路河川課長、建築指導課長 桜井市 危機管理課長、土木課長、下水道課長 御所市 都市整備課長、土木課長、農林課長 生駒市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、事業計画課長 香芝市 土木課長、生活安全課長、都市計画課長 葛城市 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長 平群町 総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長 三郷町 企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長 斑鳩町 総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長 安堵町 総務課長、産業建設課長 川西町 総務課長、事業課長 三宅町 産業管理課長 田原本町 防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長 高取町 総務課長、事業課長 明日香村 地域づくり課長 上牧町 総務課長、まちづくり創生課長 王寺町 危機管理室課長、建設課長 広陵町 環境・安全安心課長、都市整備課長 河合町 安心安全推進課長、まちづくり推進課長 大淀町 総務課長、建設産業課長	近畿地方整備局 ○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長 奈良県 政策推進課長、エネルギー・土地水資源調整課長、農林部企画管理室長、 農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部企画管理 室長、河川課長、砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、 技術管理課長、住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、教育委員会学校 支援課長 奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長 中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長 奈良市 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長 大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長 大和郡山市 市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長 天理市 土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長 橿原市 道路河川課長、建築指導課長 桜井市 危機管理課長、土木課長、下水道課長 御所市 都市整備課長、建設課長、農林商工課長 生駒市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、事業計画課長 土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長 香芝市 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長 葛城市 総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長 平群町 企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長 三郷町 総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長 斑鳩町 総務課長、建設課長 安堵町 総務課長、事業課長 川西町 産業管理課長 三宅町 防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長 田原本町 総務課長、事業課長 高取町 地域づくり課長 明日香村 総務課長、まちづくり創生課長 上牧町 危機管理室課長、建設課長 王寺町 環境・安全安心課長、都市整備課長 広陵町 安心安全推進課長、まちづくり推進課長 河合町 総務課長、建設産業課長 大淀町

別表－3

大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織

○印は座長、 __印は窓口

近畿地方整備局

奈良県

奈良市

大和高田市

大和郡山市

天理市

橿原市

桜井市

御所市

生駒市

香芝市

葛城市

平群町

三郷町

斑鳩町

安堵町

川西町

三宅町

田原本町

高取町

明日香村

上牧町

王寺町

広陵町

河合町

大淀町

○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長、政策推進課長、エネルギー・土地水資源調整課長、農林部企画管理室長、農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部企画管理室長、河川課長、砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、技術管理課長、住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、教育委員会学校支援課長、奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長、高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長、吉野土木事務所計画調整課長、危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、下水道事業課長、土木管理課長、都市計画課長、下水道課長、市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長、土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長、道路河川課長、建築指導課長、危機管理課長、土木課長、下水道課長、都市整備課長、建設課長、農林商工課長、防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、都市計画課長、建築課長、事業計画課長、土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長、建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長、総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長、企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長、総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長、総務課長、建設課長、総務課長、事業課長、産業管理課長、防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長、総務課長、事業課長、地域づくり課長、総務課長、まちづくり創生課長、危機管理室課長、建設課長、環境・安全安心課長、都市整備課長、安心安全推進課長、まちづくり推進課長、総務課長、建設産業課長

現行	改訂(案)
	別表－4 検討WG組織 __印は窓口 近畿地方整備局 奈良県 大和川河川事務所副所長、大和川河川事務所調査課長 政策推進課長補佐、エネルギー・土地水資源調整課長補佐、農林部企画管理 室長、農村振興課長補佐、林業振興課長補佐、森林整備課長補佐、 県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川課長補佐、砂防・災害対策課長 補佐、都市計画室長補佐、下水道課長補佐、技術管理課長補佐、住まいまち づくり課長補佐、建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐 奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長、 高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長、 吉野土木事務所計画調整課長 奈良市 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長 大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長 大和郡山市 市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長 天理市 土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長 橿原市 道路河川課長、建築指導課長 桜井市 危機管理課長、土木課長、下水道課長 御所市 都市整備課長、建設課長、農林商工課長 生駒市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、都市計画課長、建築課長、 事業計画課長 香芝市 土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長 葛城市 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長 平群町 総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長 三郷町 企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長 斑鳩町 総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長 安堵町 総務課長、建設課長 川西町 総務課長、事業課長 三宅町 産業管理課長 田原本町 防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長 高取町 総務課長、事業課長 明日香村 地域づくり課長 上牧町 総務課長、まちづくり創生課長 王寺町 危機管理室課長、建設課長 広陵町 環境・安全安心課長、都市整備課長 河合町 安心安全推進課長、まちづくり推進課長 大淀町 総務課長、建設産業課長

大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領

(協議会の設置)

第 1 条 流域の開発に伴い治水安全度の低下の著しい大和川流域において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水、遊水機能の適正な維持等の総合的な治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、大和川流域総合治水対策協議会を設置する。(以下協議会という。)

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- 1) 大和川流域整備計画を策定すること。
- 2) 上記計画実施の諸施策等の推進に関すること。
- 3) 総合的な治水対策の広報に関すること。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表－1 に掲げる者をもって組織する。

(協議会の座長)

第 4 条 協議会の座長は、近畿地方整備局長の職にあるものとする。

2. 座長は、必要があるときは、別表－1 に掲げる者以外の参加を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 協議会に、幹事会を設置する。

2. 幹事会は、協議会から委任された事項の協議を行う。
3. 幹事会は、別表－2 に掲げる者をもって組織する。
4. 幹事会の座長は、近畿地方整備局河川部長の職にあるものとする。
5. 座長は、必要があるときは、幹事会に別表－2 に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 協議会に、専門部会を設置する。

2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
3. 専門部会は、別表－3 に掲げる者をもって組織する。
4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。

５．座長は、必要があるときは、専門部会に別表－３に掲げる者以外の参加を求めることができる。

６．各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－３の中から出席者を選任するものとする。

（検討WG）

第７条 協議会に、検討WGを設置する。

２．検討WGは、協議会あるいは幹事会、専門部会から委任された事項の協議を行う。

３．検討WGは、別表－４に掲げる者をもって組織する

４．各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－４の中から出席者を選任するものとする。

（情報の公開）

第８条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（事務局）

第９条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川課に置く。

２．事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

（経費）

第１０条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。

（その他）

第１１条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

附則

この要領は、昭和５８年 ２月１７日より施行する。

一部改正 昭和６０年 ７月１２日

一部改正 平成１５年 ５月１３日

一部改正 平成２４年 ５月２２日

一部改正 平成２５年 ４月１８日

一部改正	平成 2 7 年	2 月 2 6 日
一部改正	平成 2 8 年	2 月 1 0 日
一部改正	平成 2 9 年	2 月 1 7 日
一部改正	平成 2 9 年	7 月 5 日
一部改正	平成 3 0 年	5 月 1 7 日
一部改正	令和 元年	5 月 2 7 日

大和川流域総合治水対策協議会組織

○印は座長

近畿地方整備局

○局 長

企 画 部 長

河 川 部 長

奈 良 県

知 事

総 務 部 長

農 林 部 長

県土マネジメント部長

奈 良 市

市 長

大 和 高 田 市

市 長

大 和 郡 山 市

市 長

天 理 市

市 長

橿 原 市

市 長

桜 井 市

市 長

御 所 市

市 長

生 駒 市

市 長

香 芝 市

市 長

葛 城 市

市 長

平 群 町

町 長

三 郷 町

町 長

斑 鳩 町

町 長

安 堵 町

町 長

川 西 町

町 長

三 宅 町

町 長

田 原 本 町

町 長

高 取 町

町 長

明 日 香 村

村 長

上 牧 町

町 長

王 寺 町

町 長

広 陵 町

町 長

河 合 町

町 長

大 淀 町

町 長

大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織

○印は座長

近畿地方整備局

奈良県

奈良市

大和高田市

大和郡山市

天理市

橿原市

桜井市

御所市

生駒市

香芝市

葛城市

平群町

三郷町

斑鳩町

安堵町

川西町

三宅町

田原本町

高取町

明日香村

上牧町

王寺町

広陵町

河合町

大淀町

○河川部長

河川調査官

大和川河川事務所長

県土マネジメント部長

政策推進課長

農林部企画管理室長

河川課長

奈良土木事務所長

郡山土木事務所長

高田土木事務所長

中和土木事務所長

吉野土木事務所長

建設部長

環境建設部理事

総務部長・都市建設部長

総務部長・建設部長

まちづくり部長

危機管理監・都市建設部長

産業建設部長

総務部長・建設部長

市民環境部長・都市創造部長

総務部長・都市整備部長

総務防災課長・上下水道課長

都市建設課長・観光産業課長

環境整備部長・総務部長

総務部長・都市建設部長

総務課長・建設課長

総務課長・事業課長

まちづくり推進部長

総務部長・産業建設部長

総務課長・事業課長

地域づくり課長

総務部長・都市環境部長

総務部理事・王寺町理事

危機管理監兼生活部長・事業部長

企画部長・まちづくり推進部長

建設環境部長・総務部長

大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織

○印は座長、　印は窓口

近畿地方整備局

奈良県

○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、
 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長
 政策推進課長、エネルギー・土地水資源調整課長、農林部企画管理室長、
 農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、
 県土マネジメント部企画管理室長、河川課長、
 砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、技術管理課長、
 住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、教育委員会学校支援課長
 奈良土木事務所計画調整課長
 郡山土木事務所計画調整課長
 高田土木事務所計画調整課長
 中和土木事務所計画調整課長
 吉野土木事務所計画調整課長

奈良市

危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、
 下水道事業課長

大和高田市

土木管理課長、都市計画課長、下水道課長

大和郡山市

市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長

天理市

土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、
 防災安全課長

橿原市

道路河川課長、建築指導課長

桜井市

危機管理課長、土木課長、下水道課長

御所市

都市整備課長、建設課長、農林商工課長

生駒市

防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、
 都市計画課長、建築課長、事業計画課長

香芝市

土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長

葛城市

建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長

平群町

総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長

三郷町

企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長

斑鳩町

総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長

安堵町

総務課長、建設課長

川西町

総務課長、事業課長

三宅町

産業管理課長

田原本町

防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長

高取町

総務課長、事業課長

明日香村

地域づくり課長

上牧町

総務課長、まちづくり創生課長

王寺町

危機管理室課長、建設課長

広陵町

環境・安全安心課長、都市整備課長

河合町

安心安全推進課長、まちづくり推進課長

大淀町

総務課長、建設産業課長

大和川流域総合治水対策協議会検討WG組織

印は窓口

近畿地方整備局	大和川河川事務所副所長、大和川河川事務所調査課長
奈良県	政策推進課長補佐、エネルギー・土地水資源調整課長補佐、 農林部企画管理室長、農村振興課長補佐、林業振興課長補佐、 森林整備課長補佐、県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川課主幹、 砂防・災害対策課長補佐、都市計画室長補佐、下水道課長補佐、 技術管理課長補佐、住まいまちづくり課長補佐、 建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐 奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長
奈良市	危機管理課長、 <u>河川耕地課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長
大和高田市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長
大和郡山市	市民安全課長、 <u>建設課長</u> 、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長
天理市	<u>土木課長</u> 、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、 防災安全課長
橿原市	<u>道路河川課長</u> 、建築指導課長
桜井市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長
御所市	都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、農林商工課長
生駒市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
香芝市	<u>土木課長</u> 、危機管理室長、農政土木管理課長
葛城市	<u>建設課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
平群町	総務防災課長、 <u>都市建設課長</u> 、上下水道課長、観光産業課長
三郷町	企画財政課長、都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、下水道課長
斑鳩町	総務課長、 <u>建設農林課長</u> 、都市整備課長、上下水道課長
安堵町	総務課長、 <u>建設課長</u>
川西町	総務課長、 <u>事業課長</u>
三宅町	<u>産業管理課長</u>
田原本町	防災課長、 <u>農政土木課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、下水道課長
高取町	総務課長、 <u>事業課長</u>
明日香村	<u>地域づくり課長</u>
上牧町	総務課長、 <u>まちづくり創生課長</u>
王寺町	危機管理室課長、 <u>建設課長</u>
広陵町	環境・安全安心課長、 <u>都市整備課長</u>
河合町	安心安全推進課長、 <u>まちづくり推進課長</u>
大淀町	総務課長、 <u>建設産業課長</u>